

ベトナム国ダナン市環境インフラ整備事業
(協力準備調査(有償 PPP))
スコーピング案

日時 平成 25 年 6 月 28 日(金) 14:00~17:33

場所 JICA 本部 2 階 212 会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 主査・環境社会配慮審査役
清水谷 卓 山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
谷本 寿男 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授
二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
松下 和夫 地球環境戦略研究機関（IGES）シニア・フェロー

JICA

< 事業主管部 >

若林 仁 民間連携事業部 連携推進課 課長
小山 朝英 民間連携事業部 連携推進課

< 事務局 >

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮審査課
加来 智子 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

加藤 洋 株式会社エックス都市研究所 国際コンサルティング事業本部
杉本 聡 株式会社エックス都市研究所 国際コンサルティング事業本部

午後 2 時 00 分開会

篠田 それでは、全員そろいましたので始めたいと思います。審査部、篠田です。よろしくお願いいいたします。

本日は、ベトナム国ダナン市環境インフラ整備事業の協力準備調査、これは PPP インフラ事業でございますけれども、スコーピング案ということでご助言いただきます。

まず初めに、今日部屋が狭くて恐縮でございますが、ちょっと会議室の関係で狭い部屋になりましてご容赦いただければと思います。暑いので、申しわけないですがドアをあけさせていただきますが、何か支障があるようでしたら閉めますので、その際はおっしゃっていただければと思います。

それでは、議事のほうに移りますけれども、まず初めに、委員の皆様には主査をお決めいただきたいんですけども、本件、今日スコーピングのワーキンググループということで、この後ちょっとショートノータイスになってしまいますが、ご異論なければ、来週行われます全体会合で助言発表したいと思っております。これは議事次第かと思っておりますので、議事によっては、またスケジュールの変更はあり得べしですけども、可能であれば5日の日にもご参加いただける方に主査をやっていただくのが一番よいかと思っております。

恒例の回数ですけども、作本委員が2回、清水谷委員がこの間1回やっていただきました。谷本委員3回、二宮委員2回、松下委員1.5回ということになってございますけれども、皆様いかがでしょうか ありがとうございます。そうしたら、松下委員に主査をお願いいたします。

この後、議事に移りますけれども、今日は調査団の方いらっしゃっている方もいらっしゃいます。もしご発言のある場合は、所属とお名前を発言のうえ、ご発言をしていただきますようお願いいたします。

それでは松下委員、お願いいたします。

松下主査 それでは、よろしくお願いいいたします。

では、慣例に従いまして、それぞれの事前質問、コメントとそれに対する回答を検討していきたいと思っております。

それでは、順番に参りますが、最初に全体事項につきまして、この回答につきまして考え方を述べていただきたいと思っております。谷本委員、いかがでしょうか。

谷本委員 1番と2番の松下主査のポイントがほぼ同じだと思います。聞きたいことはソフト・インフラの内容を教えてくださいと。どういうことですかと、それを受けて答えをい

ただいているんですけども、具体的な内容がないので、そのまま松下主査の質問の提言すべきと、そのままいっちゃうのか。何かここでお答え、具体的なソフト・インフラの内容というものはあるのかということをお答えいただけるならお答えいただきたい。

松下主査 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから、この回答に関する補足的説明がありましたら、お願いいたします。

若林 回答で書かせていただいている内容で、この場でちょっとお答えしたいと思っておったんですけども、一般論として想定される場所としては、いわゆる技術協力のような形で、例えば日本の自治体なども絡めるようなことも含めて、ソフト的な支援を検討することがあり得るのかなと思っておりますが、本件調査の進行状況も含めて、現時点で具体的にこれというところでご提示させていただける状況にちょっとないものですから、このような形で対応させていただいております。

松下主査 ありがとうございます。

この案件自体がインフラ整備事業の準備調査ですので、直接ソフト対策ということにはかわっていないわけではありますが、いずれにしても、ソフト対策というのは重要だと思いますので、それでは後ほど提言を検討する際に再度考えるということではいかがでしょうか。

谷本委員 はい、そうしましょう。提言にしましょう。

松下主査 それでは2番もそれと同じ趣旨ですので、そういうことで対応したいと思います。

それでは、3番と4番、引き続き谷本委員、お願いいたします。

谷本委員 3番は、まさしく、これはそういうことなんですねということで、これは理解しました。

4番は、750グラム、1キログラムですよね、1日に。それほど出るのかということが一つ。毎年伸びていきますからということですが、では具体的に、他国の事例というのはどういうふうなものがあるんですかと。あるいは日本の事例というのはどれぐらいに増えているんですかというのは、数字的にありますか。

加藤氏 エックス都市研究所、加藤でございます。

他国の事例というか、大体日本の事例をまず申し上げますと、日本の廃棄物処理という環境省のほうで出している2年ほど前の統計になって、毎年おくれて出るんですけども、それで約770グラムとか、そのぐらいのオーダーでございます。

また、他国の事例というのは、大体500グラムから1キログラムの間を行ったり来たりしてお

りまして、途上国の場合はですね。あと、ご存知のとおり、アメリカですと2キロとか大きなデータがありますが、大体1キロ前後でリサイクルとか発生抑制が進んでいくと、だんだん落ちていくというような状況でございます。

松下主査 谷本委員、いかがでしょうか。

谷本委員 500、1,000、大体その範囲ということでやられているんですね。

そうすると、2番のところで明記されておられませんと、将来のごみの増加の内訳までは...。そうすると、ここでやはり聞きたくなるのは、調査されるんですかということ、あるいは何らかの推計をされるんですかということですが、これはいかがですか。

松下主査 いかがでしょうか。

加藤氏 現在、施設の計画を練っておりまして、その中で将来推計をやっております.....、推計しておりますベースで、ごみ量、ごみ質調査等をやりました、それを基本に、あと人口増加率とか、それらを加味して、将来のごみ量推計をやっております。

若林 委員の皆様、8ページ、9ページのところでございます。

スコーピングの案の資料でございますけれども、6.4のところですが、一応こちらのほうで推計を行った結果として、6の4を作成しているということでございます。

加藤氏 お手元の、この資料の9ページでございます。そこの2010年を引きまして、この人口と、それからパーキャピタの発生量原単位ですね、これは今776グラムとなっております。

これらは現地で調べたデータ、あるいはごみのごみ質分析をやって原単位を測ったデータ等を使いまして、いろいろ考えまして、既存のデータと、それから我々の調査の結果を踏まえて、こういうような数字を推計しているということですね、考えているということでございます。

谷本委員 人口は、本当にこれはほぼ直線的に上がるんですね。

加藤氏 そうですね、これは先方の都市計画の数字でございますので、一つの決めごとでございまして、それを採用しているというものでございます。

谷本委員 これは見直しはされますか。

加藤氏 いえ、これはもう上位計画がこれで決まっているものですので、人口にはちょっと触れない、この調査で決まった数字というよりも、数年前にJICAさんの協力で策定されました都市のマスタープラン、その値を記載をしておると。

谷本委員 そうなんですか。では、もうこれ以上は、推計はされない。ある面で言うと、

推計をそのまま使っていくということですね。

加藤氏 そうですね。人口はこれを使いまして、あと後ほど出て参りますが、減量化、発生抑制ですね、リサイクルと書かれていますけれども、発生抑制を入れていくような形で、将来的には750グラム前後に抑えたいというふうに考えております。

今と大体変わらないぐらいの原単位をキープしていきたいと。日本もそうなんですけれども、やはり経済が伸びていくときというのは、原単位がどんどん上がっていきますので、そこである程度の抑制を何かかけるようなことを、まさしくソフトコンポーネントではありませんけれども、ソフトコンポーネントになるんですけれども、そういう提言をしていくということかと思えます。

谷本委員 はい、わかりました。

松下主査 よろしいですか。

それでは、5番につきまして、作本委員、お願いいたします。

作本委員 作本ですけれども、今のご回答ともダブっているところはあるんですが、発生抑制によって、この減量化を考えておられるということで今のお話を賜りました。ただ、この55%ぐらいが水分、水気ですね。野菜ごみだとかそういうものですから、そういう意味では、私はもう一つ、コンポストで日本でもなかなかうまくいかない事業でありますので、これが本当に軌道に乗るのかなというちょっと不安がありまして。

それとあとこの55、ご説明は既に発生抑制のところでは減らすんだというお話はもちろんありましたけれども、かなり大きい割合ですね。40%目標値、減らすと。ですから、本当に発生抑制だけでこれだけ達成できるのかなということが、ちょっと疑問だったもので、いかがでしょうか。

加藤氏 その辺、実際にどう動くかというのは動かしてみないとわからないところは当然でございます。しかしながら、日本の例を見ていくと、そのぐらい、要するに1キロを超えたぐらいで発生量原単位で1キロを超えた、ちょうど平成7年、容り法が入ってきたころの時代でございます。各自治体1キロぐらい超えている。そのとき経済も伸びていましたから、ただその後、容り法を初めとする各種の3Rの施策をとってきて、今750とか、そのぐらいに落ち着いておりますので、長いおおむね何十年、20年とか30年のスパンで見えていくと、これからの一つの課題ではありますが、不可能な数字ではないなというふうに考えております。それで、こういう原単位を設定させていただいております。

作本委員 わかりました。どうもありがとうございます。

松下主査 よろしいですか。

それでは、6番ですかね、二宮委員、お願いいたします。

二宮委員 6番は、このように修正していただければ結構です。

松下主査 それでは、谷本委員お願いします。

谷本委員 有価物ということですね。これ以外に考えられないんですか、有価物としては、プラスチック類ということで、金属、プラスチックだけですか。例えば木材とか、そういうようなものは入りませんか。

加藤氏 ウェイストピッカーの回収物というのは、そのときの市場原理で動くものでございまして、今非常に金属、日本国内でもそうですけれども、アルミ缶なんかはトン 10 万円ぐらいとか、鉄 1 万円ぐらいとか、そのぐらいの価格にはなってくる。

しかしながら、それが一旦売れなくなると、もうそこから回収されなくなるということで、一番固いものですね。今現在、実際にウェイストピッカーの回収しているものは、紙、金属、それからプラスチックであるということですので、これを回収していくと、オプション A の場合ですね、これを手選別でやっていくということでございます。

もちろん、木材なり何なり市場価値がつくのであれば、これはハンドピッキングですので、その都度回収していくんですけれども、今ちゃんと固く出てくるという品目は、この紙、金属、プラスチックというもので、これを想定しております。

谷本委員 わかりました。

松下主査 よろしいですか。では 8 番も同様の回答でよろしいですか。

二宮委員 はい。ただ、ここは添付資料で新たにいただいたんですけれども、これは単年度の数値と理解していいんでしょうか。2012 年ですか。新しく後からいただいたものの、7 ページですね、表 2 というのがウェイストピッカーのリサイクル可能物回収状況という、これは売買価格がマテリアルごとに示されているようなんですけれども……。

杉本氏 エックス都市研究所の杉本と申します。

今、ご指摘いただいている添付資料の 7 ページの表 2 の表になると思うんですけれども、カンソン処分場、におけるウェイストピッカーのリサイクル可能物の回収状況という表を指していらっしゃると思うんですが、実際にはこれは回収量ではなくて、価格表になっております。

これは今回の調査で実施をいたしましたリサイクル市場調査の結果をベースに、このような形でデータ化したものでございまして、全てカンソン処分場でピッキングされたものと

というわけではありませんので、この表のタイトルが誤りです。

実際のリサイクリング市場調査というのは、いわゆる各戸ごとのリサイクル可能物の収集を行っている収集人もいますので、そういう事業者、あるいは回収したリサイクル可能物を売りさばく人々、それらの人々も含めて全体のインタビュー調査をした結果が、ここに乘っております。

従って、かなりいろいろな種類のものがここに含まれているということになりますけれども、実際に処分場で回収されているものは、先ほど申し上げたようなものに、基本的には限られるというふうにご認識をいただければいいかと思えます。

二宮委員 量というのはわからないんですか。量というのはデータとしてはないんですか。

杉本氏 インタビュー調査の際に量は聞いているんですけども、それが例えばダナン市全体でどれくらいになるかというのは、これはデータをたどっていくのが非常に難しい状況でして、今回のアンケート調査で集めた結果の限りで、これだけのものが集められているということ是可以するんですけども、ダナン市全体でという場合に、このデータをどう外挿するかというところは、リサイクラーがどれくらいいるかとか、全てどこに行って最終的に売りさばかれているのかといったところを追跡するのは難しいという状況ですので、全体としてどれくらいリサイクルされているのかという点に関して、ある程度信頼できる数値を出すというのも非常に困難というふうに現時点は思っております。

二宮委員 これは、この調査の中で調査できるようなものではないんですか。

杉本氏 そうですね。やはり全体をまとめるということになると、本来であれば回収されたりリサイクル資源の最終的な行方（Final Destination）をある程度、同定できれば把握できますが、ダナンの市内でリサイクルされているもの、それからホーチミン、ハノイだったり、あるいはホーチミン、ハノイを経由しないで輸出されているものという、非常に最終地が多岐に分かれておりますので、それを全部つかまえるとなると、やはりかなり時間も手間もかかるというような状況です。今回の調査の中では、そこまで把握するのは非常に難しいということになるかと思っています。

二宮委員 そのリサイクルの量、あるいはそのトレンドみたいなものがある程度わかっていて、そして再資源化されるものと、そこから処理、処分しなきゃいけないものというのが、量が特定されて、将来の量が推計されるという、そういうストーリーで今回の調査は進んでいるのかなと思ったものですから、特に中国への輸出とか、これは日本の国内のものも海外に出ていたりしていますので、その辺が追跡をされていればというか、いないと正確には

信頼に足るような数値になかなかならないのかなと思ったものですから、このような質問をしました。難しいことはわかります。

杉本氏 ただ、今回処理の対象にしているごみというのは、言ってみれば処分場実際に持ち込まれているごみの量を推計しているので、今申し上げたように、発生源で回収されているリサイクルごみは、実際に処分の対象となる量には含まれていないので、実際に我々が処理の対象としている量というのは、発生源である程度簡単に分けられて、売れるものは除いた形で推定をしていますので、それが含まれて全体の量が大きくなっているということにはなっていないと思います。

二宮委員 今回、少なくとも処理場で手作業でより分ける量については、ある程度正確に……

杉本氏 そうですね。それに関しては。

二宮委員 わかりました。

松下主査 それでは、9番と10番、作本委員、お願いいたします。

作本委員 9番なんですけれども、この事業はいわゆる若林さんのことだったんですけれども、官民連携なんですね、PPPで。しかも、BOTで20年経ったらこの事業は相手国に build、operate、transfer、そういうことで引き渡すわけですね。

そこから考えますと、この事業のいわゆる事業主体というのは、民間と公的なところと複数にまたがるわけです。しかも、この廃棄物処分場は、その主体がもう既に処分場としてつくっちゃってあると。それが何らかの環境問題も起こしている、既に起こしつつある。そういうようなところで、複数の当事者にわたる事業が、いわゆる JICA のテリトリーとしてどういうことになるのかということ、私はちょっと気にいたしました。

皆さんご存じのように、このガイドラインでは、本体の事業から引き起こされるような不可分の事業にまで環境社会配慮を及ぼそうという、そういう基本姿勢に、SEA からかわかりませんが、なっているわけですね。広げているわけでありまして。そうすると、今ここで取り上げる事業というのは、まさに中間施設とか焼却炉だけですね。だけれども、もう既にこの焼却炉から出た灰を処分場のほうに、またそこで処分する、捨てることになるわけですね。あと20年後に、ここには書いておきませんでしたけれども、20年後には、この中間施設を引き渡すわけでありまして。20年先に起こるかもしれないような問題というのは、ある意味ではここでは対象外になるのかもしれない。だけれども、我々がもっと大きな SEA の考えからいけば、両方とも含めて処分場というか処理場も含めて、あるいは20年後の中長期的

な影響、間接的な影響、そういうものも潜在的影響も含めて考えなきゃいけないというのは、我々のガイドラインの考え方というか趣旨なものですから、そのあたりをどこまでできるのかということで、直接こういうような質問を出させていただいたんですが、今ここにお答えいただいた内容は範囲外でありますということ、ちょっと私は読み取れたんですが、どうでしょうね、このあたりは。

篠田 審査部、篠田です。

まず 1 点目のところで、この作本委員のご質問として、PPP 事業、海外投融資の事業でどのような形で環境社会配慮をしていくのかと、そういった原則的なご質問がまずあるかと思えます。その部分について、まず本件については出資の形態として、SPC への出資、または融資ということになりますので、環境社会配慮の仕方という意味ですが、他のプロジェクトと変わらず、他の円借款プロジェクトと同じような形で……

作本委員 同じようにやるということでしたね。

篠田 はい、同じようなレベルでやります。

本事業に関しては、住民移転は特に発生しないということですので、環境社会配慮文書としては EIA を確認して、またその EIA に基づいて現地での協議を行って状況を確認してくるということをございます。他の円借款事業と全く同じレベル感でやるということ、まずご理解いただければと考えております。

不可分一体のところですが、まず不可分一体の考え方は、もう皆さんのほうがお詳しいとは思いますが、これまでの議論の関係から不可分一体の考え方としては、A と B という事業があったら、双方で A と B という事業が必要であると、そう判断された場合に不可分一体として、JICA の事業がもう一方のほうの事業に対して環境社会配慮をしっかりとやっているかということ、これを申し入れるということになってございます。

今回の事業は、ちょっと内容のところについて、ご意見があれば原課のほうからもお願いしたいと考えますけれども、あくまでそのプロジェクト自体は、廃棄物処分場ということでございまして、それがプロジェクトの範囲内というふうに取り扱われるかと思えます。

そこに対して、例えば送電線建設だとか、他の施設建設が双方にとって必要ですと、なくてはならないものというふうに判断される場合は、委員おっしゃられたような不可分一体として、環境社会配慮の確認をしていくということになるかと思うんですが、私が見た感じで不可分一体というような形で配慮すると、この事業の中でやらなければいけないといった解釈に当たるものはないのではないかなというふうに考える次第です。

作本委員 ただ、ここで出されたような、灰の形というか焼却された灰は、この処分場に捨てられるわけですよね。それで土壌がというか、処分場が改善されるというような一言もありましたけれども、今の現状が、それ以上に若干なりとも悪化するしかないんじゃないんですかね。悪化というのは、環境影響が大きくなるかもしれないということしか考えられないんですが、どうなんですか。処分場に灰を捨てるんだから、やはり不可分一体とかと、そういうのは当てはまるんじゃないかという気はするんですが。

篠田 その議論は、不可分一体というよりも、考えられるのは影響として入るかということだと思っただけですけども、不可分一体となると、こっちの事業とこっちの事業という話で、焼却炉の事業がということよりも、それは持ち込まれる灰とか、その後のプロジェクトに関連するその影響として考えるべきかということかと思っただけです。

その灰の影響のところは、例えばちょっとそこはわからないですけども、EIA ですか、そういったところでしっかり検討されているかということか、必要があれば検討していくのかなと思うんですけども、この辺、原課のほうは何かコメントは。

若林 基本的な考え方は、今審査部のほうからあったとおりではあります。要するに、異なる事業がどこにあるのかといったところですけども、この PPP のフェーズとして提案されている事業の中として、取り組むところの範囲内で考え得る影響を網羅することで、そこはカバーされるのかなという認識ですので、とりわけ例えば送電線というところは、今回の協力準備調査の対象となる事業には入っていないので、そこは明らかに除外されるのかなという認識と、その廃棄物処分場の部分ですね、先ほどおっしゃられた灰については、当然灰が出て、それが処理されるという部分はございますけれども、スコープとしては、この提案されている事業の中で分析をしていくということか、足りるのかなという意識でございます。

作本委員 送電線は今回まだ登場していないんですが、今、発電施設を設けるということになれば、当然、送電線自体から出てくる環境影響というのは、通常この不可分一体の中に入ると思っただけです。ただ、議論に全く上がっていないから、今は除くといったしましても。

ただ、廃棄物処分場に灰を捨てて灰は安全だとは、私は通常感覚から言えないと思うんです。幾ら一般廃棄物であっても、そこにいろいろなものが、有害なものも混入してくるのが普通であります。焼却、灰にしたから形を変えて安全だということは、全く言えないんであって、ただそうすると、事業主体が違いますよね。何かしら、私はちょっと個人的に期待したいのは、JICA さんからのアドバイスなんです。今さら廃棄物処分場をひっくり返せとか、そういうことを言えるわけじゃありませんので、やはり JICA さんの今までの経験で、

この処分場のほうにも何かしらの経験を、対策をとるとか、もうかなりいっぱいになっちゃっているわけですね、満杯に近いわけですから、そういう意味での働きかけをお願いしたいという僕の趣旨なんです。政策提言のような形でも構いませんよね。

若林 冒頭の、最初のソフト対策というお話にも若干関連するかもしれませんが、全体事業として、同じ処分場、域内のお話というところは当然でございますので、事業の切り分けとしては異なるという認識で取り組む予定ですが、実際に長期にわたって処分場自体も延命させようという目的もございますので、その範囲の中で本事業として、あるいは民間と一緒にやる事業として、そうしたアドバイスが可能かどうかというところの検討は一応あるとは思っております。

篠田 今、原課のほうからご説明ありましたが、作本委員ご懸念の、廃棄物というか焼却処分される灰ですか、そこについて、配付資料の 25 ページですね、事前配付資料の 25 ページのマトリックス上の汚染対策(3) 廃棄物のところの供用時のところで、プラスマイナスとなっておりますけれども、全く考えていないということではもちろんございません。このような形で想定されることは、このことが法定されるということはもちろん想定されておりまして、今原課のほうからも説明ありましたが、必要に応じた申し入れですとか、そういったことはやっていけるのではないかとこのように考えます。

作本委員 私も、むしろ期待したいのはそちらのほうの申し入れとか、そういう形での JICA さんの働きかけは、力を持っていますから、そういうことでお願いしたいと、そういうふうに思います。

杉本氏 すみません、追加でよろしいですか。

少し現況、現在の処分場運営との関係で一応申し上げておきたいんですけども、今回対象としている中間処理施設から出る焼却灰が処分されるであろう処分場の敷地内には、実は有害を処理する小さな焼却炉、いわゆる有害物を固化するシステムはあるんですね。それはベトナム国の法律に基づいてつくられていて、有害廃棄物の処分施設という位置づけがされておりまして、法律的には、それに従う形で、この事業も中間処理をしたことによって出てきた灰に関しては、それに基づいて処分するという形になります。

ただし、では果たして有害廃棄物処理施設と言われている医療系の有害廃棄物の焼却処理をしているんですけども、きちんとしたクライテリアに基づいて動いているのかどうかという点は、当然きちんとチェックをしないといけないところであると思います。それに関しては、今ご提言があったような形で処理していただくのがいいのかなというふうには思いま

す。

作本委員 わかりました。

松下主査 それでは、10番、いかがでしょうか。

作本委員 10番、これについても、ちょっと質問の趣旨は、JICAは投融資を申し込む事業だということで、JICAの通常の調査が行われますかということだったんですが、想定されますということで、了解いたしました。

松下主査 それでは、11番、お願いいたします。

谷本委員 私ですね。別途いただいた別添資料の別添の1の1カ月、これは2万ドンとあれすればいいんですか、理解すれば。ピリオドの位置がなんですかけれども。

若林 そうですね。2万ドンと。

谷本委員 はい。では、そういうカンマをつけ方で。すると大体、円に直すのが2円ですか。1ドル1万ドンぐらいいっているのか、もっといっているんですかね、今。これは円に直せば……

小山 2万ドンだと100円弱だと思います、今のレートだと。

谷本委員 100円弱ですか。それぐらいになるんですか。

小山 はい。

谷本委員 1カ月100円、そういうレベルで徴収しているということですね。

これはだから、将来的には変わり得るという理解でいいんですね。

若林 はい、そのような理解でございます。

谷本委員 こういう数字がありますということですね。わかりました。結構です。

松下主査 では12番、私のほうですが、これについては、この回答でとりあえず了解いたしました。

それでは13番、お願いいたします。

二宮委員 13番は、先ほどの8でご説明いただいた回答で十分回答になっていますので、ここはこれで結構でございます。リサイクルの状況ですね。

松下主査 14番、お願いします。

二宮委員 14はちょっと、私の表現が正確でなくて申しわけありませんでした。新しい処分場という意味ではなくて、現在のカンソン処分場で埋め立てられている物質についてなんですかけれども、これは先ほどの作本委員のご議論と非常につながってしまっていて、非常に違和感があったのは、有害、無害という、有害なものは焼却して無害なものは埋め立てると、

その有害とは何か、無害とは何かというのが非常にわかりにくかったということと、先生おっしゃったように、有害は焼けば全部無害かというところもちょっとわかりづらくて、そもそも、ここには何を埋め立てられていいとされているのか、そこが非常にクリアでなかったので、どう理解したらいいのかということからの質問でした。先ほどの御議論で非常にわかりづらいところもあるので、適切に処理、処分されているのかどうかについて、処分場についてもスコープの中に入れて申し入れというか問い合わせをするということにしかならないのかなと思っていますが、そういう理解以上にはならないのでしょうか。

これは、いわゆる日本で言う安定5品目だとか、そういうようなものの位置づけはないのですかね。

加藤氏 日本の安定5品目というのは、非常にレアなケース、世界的に見てレアなケースかと思います。要するに、土石類は安定型の処分場で遮水がなくてもいいよというお話なんですけど、今回のこの処分場は遮水がしてあって、日本でいう、いわゆる管理型の処分場の形になっておりまして、先ほど来ございます焼却灰埋め立てということでございますが、やはり日本の焼却灰を埋めているような管理型の処分場と同レベルの処分場でございます。

ですので、その安定5品目という定義はございませんが、そういう日本の焼却炉から出てくる灰のうち、炉の下のほうから出てくる、本当に焼けた灰ですね、これについてはその処分場で処分すると。

それともう一つは、ダスト、要するに集じん機で集めた、この中に有害物がたくさん入る、水銀でも何でもみんな炉の中で蒸発して、ガス側へ移っていきますので、それをバグフィルターで捕捉して、出てくる、いわゆるフライアッシュ、すすですね、簡単に言ってしまうと、すすみたいなものの処分については、これは現地の法律に基づいて有害特性を示すのであれば、その有害に適した方式で、セメントで固めるとか、キレート剤という重金属が溶出しなような材料を混ぜて、セメントで固めて、その管理型の処分場へ戻すと。これは日本で言われている特別管理一般廃棄物というものになりますが、それはそういうある加工をすることで、一般廃棄物に戻して日本は埋立処分をしております。今回も、それと同様の手法をとっていくということを考えております。

二宮委員 その場合だと、埋め立ての遮水シートにたまった、例えば浸出水は、日本のケースだと特別に処理をするというようなことはされているんですか。

加藤氏 処理は、そこの環境基準に見合った、排出基準に見合った値になるように処理をしております。

二宮委員 それと同じ考え方で、このカンソンの中にあるような排水、浸出水の処理場と
いうのを、そのために設置してあるということですね。

加藤氏 そうですね。

二宮委員 だけれども、表 10-1 の表記なんかを見ましても、そこを通過して出ていくもの
が周辺の環境を汚染する可能性があるというふうに書いてあるのですが、そうすると、その
処理された水も、やはり汚染されているという、そういう理解なんでしょうか。

例えば土壌汚染のところ、25 ページの表 10-1 で、施設稼働により排水が発生する可能
性があり、それらの土壌に悪影響を及ぼす可能性も考えられるというふうに書いてあるんで
すけれども、これは処理施設からの……

加藤氏 焼却炉とか、焼却炉の場合、あるいは MBT という仕組みの場合で、そういう排
出が発生する可能性があるということで、可能性があるということで、これをよくチェック
しましょうということになりますね。

二宮委員 水質汚濁のところも、では同じ理解でいいですかね。施設稼働により排水が発
生する可能性があり、近隣の水質に影響を与える可能性があるということなんですか。

加藤氏 そうですね。ですから、今はない、例えばごみ焼却施設、今オルタナティブ A、
B と、オプション A、B とございますが、焼却炉について言えば今までないものですので、
その中で新たに火をたいて、ボイラーで発電してとか、いろいろ水周りは出て参ります。

ごみ汚水も、ピットの中にたまったごみ汚水を一部は炉内に噴霧したりしますが、どうし
ても余ったものは出てきますので、そういう水は出てきます。しかしながら、それは適切に
処理するような形にしないと、施設としての機能はございませんので、そういう施設にやっ
ていくということ、そういう施設をつくっていくという、基本的な考え方として、ここから
発生する、そういう疑わしいものはみんなクリアできるような装置ないし仕組みを組み込む
ということが……

二宮委員 処理場がないときには、その処分場に直接行ってたかもしれないものが、事
前に回収して適正に処理するという……

加藤氏 そうですね、ですから……

二宮委員 その分は、処分場のほうの汚染も減るだろうと、そういう理解ですね。

加藤氏 そうですね。ですから、有害物、化学物質系も一つそうなんですけれども、その
前にやはり、ごみの衛生という面で生ごみを埋めるとどうしてもハエがわく、何がわく、蚊
が出てくる、この辺はデング、マラリアの話もございます。そういうものは一切、衛生的に

なるということ。これは焼却処理のよさでして、反面、多少、そういう汚濁物質を濃縮するようなものですから、そういうものも当然発生しますが、それは適切に処理をして環境に影響を与えないように、現地でも排出基準等々を遵守してやっていける施設とするというのが基本的な考え方でございます。

二宮委員 わかりました。

松下主査 よろしいですか。

それでは、これで全体的事項のところは一応終わりました。

11 ページのすぐ次のページに清水谷委員のコメントがありますけれども、これについても確認をお願いします。

清水谷委員 全体事項ですね。この質問は、確かにこのコメントで理解をいたしました。が、実際、JICA のガイドラインと国の法律において、全てを網羅をするという考え方。それは理解できたんですが、それをもう少し詳しく考えた場合、今回、私は住民参加にいろいろ興味というか懸念があったものですから、それに関連してあえて質問をしたいんですが、例えばコミュニティーに対して何か相談をするというようなことが、法律上規制されているとのこと。そのコミュニティーというのは、現地の法律によればどういう主体を意味しているか、もしわかれば教えていただきたい。

例えば事前配付資料のどこかに、EIA の法律の説明が、あれは 19 ページですね。報告書の内容だとかで、例えばコミュニティーの協議結果を載せなさいというふうになっています。

若林 10 ページですか。

清水谷委員 そうですね、あとでまた質問をさせていただきたいんですが、具体的にどういう主体になっているかというところを確認することが、やはり今回調査に入っていくに当たりきちんと網羅されていく必要があるのではないかというふうに思いました。

若林 よろしいですか。

杉本氏 この法律に書かれているコミュニティーが具体的にどういうものを指しているのかというところは、チェックはしていないんですけれども、当然、今回、導入をしようと計画している焼却施設にせよ、MBT 施設にせよ、環境影響評価の対象になる可能性があるもので、これに関してはベトナム国側に相談を出しております。EIA を実施する際に、当然パブリックヒアリングを行わなければいけないので、その際に関係者として、どういう人間を呼ぶ必要があるのか。

その際に、ベトナム国側から提案を受けたのは、今回のカンソン処分場の周辺にあたるデ

イストリクト、ベトナムというのはまず国の人民委員会があって各州、それから各市にまた人民委員会、さらに下部組織として幾つか層はあるんですけども、ディストリクトレベルでも、そういう人民委員会が組織されているので、そういう人民委員会を窓口にして、パブリックヒアリングをするというのが一番適當ではないかということで提言を受けておりますので、基本的には、今回の計画を実際実施するというので、そういう手続が必要になった際には、ヒアリングを行うということを現段階では考えております。

清水谷委員 ありがとうございます。

松下主査 よろしいですか。

それでは再び、3ページに戻りまして、代替案の検討について、お願いします。

15番、お願いします。

谷本委員 15番は、先ほどの清水谷委員の代替案の検討の2のところですよ。別添の資料の、付加的につけられた資料の、これと同じですので、ここと一緒にあって、むしろ議論をさせていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

総合的に記述してほしいというのが、ある面でいうと、私もそういう希望ですので、ここはこのまま、これで受けまして次に行ってください、結構です。

松下主査 それでは16番お願いします。

二宮委員 16番はすみません、言葉の問題で、こだわらなければこだわらなくてもいいんですが、この回答を見ても、ちょっといま一つよくわからないんですが、18ページのこのA4横長の表のオプション3の1のところに書いてある説明なんですけれども、このオプション3が日量500トンのごみ発電で、3の1は300トンにするので60%焼却能力が小さくなる。なので、処分場の延命効果が縮減されて、焼却による減容効果が小さいということですよ、これはね。

処分場の延命効果が縮減されるとは書いてあるんですが、その後、焼却による減容効果が大きいと書いてあるので、そこはちょっとわからなかったんですけども。

杉本氏 そうですね。これは表現が違いますね。「減容効果が小さい」です。

二宮委員 小さくなって、オプション3よりは少し小さな能力になるという理解ですね。わかりました。それだったら結構です。

松下主査 17番、いかがでしょうか。

作本委員 この今の処分場の利用年数にかかわる、利用にかかわるところですけども、長く使えるという利用年数が延びるというご指摘があるんですけども、廃棄物処理がどの

ぐらい減るのかということも、もしご指摘いただけるとわかりやすいというだけのことで、この回答でありがとうございます。

松下主査 それから、清水谷委員の代替案の検討、2 番のコメントですが、これはいかがでしょうか。

清水谷委員 これは谷本委員ともかなり類似しているのですが、今回のスコーピング案の中で、総合評価ということで直接結論が出ていまして、その説明というのが二、三行、かなり簡単な言葉だったものですから、どの項目をしっかりと評価したのかということが見えなかった。

今、谷本委員に対する回答においても、コストと処分場の延命効果という 2 種類となっていますが、その他に何か環境社会影響の部分というのは配慮されないんですか。

杉本氏 基本的には、まずこの市の中では、新たに新規の最終処分場を、今の処分場がほぼ満杯になったときに新たに次はどこにつくれるかということ、非常に難しいという状況があるので、可能な限り今の処分場を長い期間もたせることで、次の処分場は、どういう形にしても、いずれは必要にはなる可能性は高いんですけれども、そこまでのリードタイムをできるだけ長くする必要があるので、まず技術的には最も減量化が可能なものを選ばないといけないというのが一つのプライオリティーとしてございます。

それで、幾つかの処理技術をスクリーニングした後に、そこから選び出した幾つかの技術から、さらに、ではその中で最も社会経済的なコストが低いと考えられることを選び出すというのが、今回の技術選定、施設選定の基本的なプロセスになっております。

社会環境配慮については、今回の技術を選定する際の、そういう意味でのクライテリアではないんですけれども、それがとりたてて重要な社会経済あるいは環境への負のインパクトをもたらすものであるかどうかという点は、配慮事項としてきちんとチェックをするという意味で位置づけているというふうに考えてございます。

清水谷委員 わかりました。では、その内容に基づいては DFR でしっかり記述されるということで、了解しました。

松下主査 それでは、再び 3 ページの代替案の検討で経済影響のほうにいけますが、18 と 19 はティッピングフィーの関係であります。これについてはいかがでしょうか。一応ご説明いただいていると思いますが、谷本委員のほうから。

谷本委員 ここの部分を、こういう回収にかかる量ですということで、この部分が……、ではちょっとすみません、話を蒸し返すようですが、先ほどの、直前のと言ったほうがいい

のかな。直前の清水谷委員に対する回答ですよね、総合評価のところ、ちょっと私から、説明していただいた内容を私なりに理解しますと、できるだけ減量化したい。技術的にそれが一番減量できるような技術に持っていきたい。それは要するに、埋立地のもう延命効果がある、伸ばしたい、延命をしたいので、灰の量をできるだけ少なくしたいということがポイントだったと思うんですね。

そうしますと、この初期投資の金額、維持管理ですよね。こういう、いわゆる採算性というか、この辺は総合評価でどのように位置づけられますか。2 段目のところに置かれますか。最初のところはやはりもう、ごみを減らしたいんだということに持っていかれて……

杉本氏 一番最初の基準は、とにかく延命化ができるものということですね。今回お配りしている中でも、最初何もしない場合と含めて、四つオプションが提示されていると思うんですけども、MBT だけと、いわゆる有機系の廃棄物をコンポスト化して、有価物をとると。残りは処分するというものが、やはり一番、延命化効果は低いですね。全体としては40%か、いっても50%程度しか減量化できないので、それだとやはり延命化の効果としては非常に低いというふうに判断せざるを得ないので、コスト的には、これが実は一番低いんですけども、やはり技術としては望ましくないということで、延命化効果が相対的に低いものは、まず第一段階で落としています。その後で、延命化効果が高いと推定される MBT と焼却をセットにしたものと、焼却というか、ごみ発電ですね をコンバインしたものと全量を焼却、ごみ発電をするという二つのオプションを、基本的にはその次の段階の評価の対象にして、これに関しては、全体としての社会経済的コストで見るというプロセスで評価を行っているところです。

谷本委員 非常によくわかりました。

そうすると、先ほどの総合評価のところもこれでよくわかりましたので、2 段、3 段にという、わかりました。ここは非常に理解できました。

松下主査 それから、この20番は私の質問ですが、これは説明としては大体わかりました。それで、1のGHG排出量の算定のところがありますが、この後段で、ごみ発電をすることによって、排出削減量と書いてありますが、これはCO₂のことなんですね。

杉本氏 そうですね。

松下主査 それをカーボンオフセット価格でCO₂当たりの単位で計算するという趣旨はわかりました。

ただ、この表8の1で、想定収入で先ほどティッピングフィーとカーボンオフセットの

計算がされているわけですが、これはあくまで比較する際の数値であって、実際にカーボンオフセット市場があるわけではないわけですね。ですから、そういうプロジェクトを評価する一つの指標という、そういう意味ですよ。

杉本氏 そうですね。実際の事業採算性を評価する際には、やはり非常に収入になるかどうか不安定なものと言わざるを得ないので、これは収入の評価、実際に事業評価をする際には、収入から除いて評価をしています。

松下主査 わかりました。

それから、21 についてですが、これは一応了解いたしました。

それから引き続きまして、22 番ですが、これについても説明はこれでわかりましたが、現状で既に汚染されているところで、追加的事業をやるわけですので、こういう場合にどういふふうに JICA として、あるいは環境影響評価について考慮していくかということについて、どうですかね。いかがでしょうか。事業が直接環境に悪い影響を与えるということでもないですね。現状で既に悪いわけですね。

篠田 他のプロジェクトでも、たまにご覧いただくようなケースかと思います。例えば道路をつくるときに、既にそこがかなりレベルが高くて、ただ本事業をつくることで、そこが緩和されるものの、引き続きその国内法の規定を超えているとかというのはよくある話です。

その事業の範囲内でやれることというのは、最大限の緩和策ということで、その事業が及ぼす悪影響というのを最小化するというのが基本的な考え方。全体のところは、その事業だけではなかなか規定値にまで大幅に下げるということはできないというケースが、やはり散見されます。その際は、やはりこの点については相手国政府に申し入れるですとか、そういったことをウォーニングをして、適切な対処がなされるように、事業の中で、またはその実施段階の前のときに先方に申し入れるということをやっております、そこが政策的に申し入れですとかということが精いっぱいのことなのかなというふうに思っています。

ただ、こういうことを言い続けるということが、非常に大事なことなのではないかなというふうに思っておるところでございます。

松下主査 ありがとうございます。

次に 23 番ですが、これについてはこの説明で了解をいたしました。

24 番についても、確かに記載がわかりにくかったので、これは修正をお願いいたします。

25 番について、作本委員、お願いいたします。

作本委員 この段階で、リーチエットのことを、あまり最初にいただいた資料で、浸水対

策ですね。それがあまりなかったように見えたので、追加でいただいた資料の中で、むしろ 9 ページにリーチェットの流れをいただいていますし、ただ、恐らくあまり機能していないんだと思うんですね、電気の施設。そういうようなことで……

杉本氏 特に雨が深い時期は、スピルオーバーするということがございますし。

作本委員 私もいろいろな処分場を見ていて、途上国の処分場でも、汚れた水とハエがたくさんたかっているのを見ていますので、やはりこのリーチェットが機能しないと、だから電気代節約のためにとめちゃったりもありますので、ぜひと思いますので、改善提案を行っていただくというような形で、ぜひ努力していただければと思います。

以上です。

松下主査 よろしいですか。

それでは、スコーピングマトリックスに移ります。

26 番、お願いいたします。

作本委員 すみません、また作本ですけれども、これは焼却炉を使うということですから、大気汚染物質を排出するための煙突が必ずあるはずですね。煙突の高さから始まって、どういう汚染物質が含まれるだろうかも、これは推測でしょうけれども。

あと、どの範囲までこの高さによって違うか、日本の規制じゃないんですが、そういうことで、このあたりの風向き等の基本的なデータ、あるいはどういう防塵装置を予定されているのかということも含めて、記述していただければありがたいと思います。

以上です。

松下主査 それでは、27 番、お願いします。

谷本委員 検討いたしますということで、次もそうなんですね。28 番もそうなんですけれども、調査はする必要はありませんか。そこなんです、私が聞きたいのは、検討いたしますはいいんですけれども、別に言葉尻をとるんじゃなくて。

何かやはり危ないと思ったら、調べておいていただいたほうがいいんじゃないかなというのが、この質問の趣旨、お答えに対するさらなるコメントになるんですけれども。27、28、合わせていかがでしょうか。

D マイナスであれば、やはり調査していただいたほうがいいんじゃないかということです。二つのオプション、A、B とも結局同じにある、オプションのとり方ですね。私は質問していますのは、保全対策で水質と土壌と廃棄物、排水ですよ。灰が飛ぶ、灰も飛びますねと。ですから、供用時の評価は C マイナスじゃなくて、ちょっと厳し目に B マイナスにして、

必要な調査はやられておいたほうがいいんじゃないですかと、オプションの A、B、両方ともですね。どちらをとられるかにかかわるんですね、ということなんですけれども、いかがでしょうか。

加藤氏 ごみ処理施設、オプション A、B それぞれございますが、この施設から排出されるような汚濁源、汚濁因子というのは明らかになります、法律で決められた排出基準等々を守る施設になって、それがその推計なり周辺の、要するに自分のテリトリーではないところでどのようになるかというようなことの、そういう調査はちょっと、このスコープ外という考え方でございますが、ですから、因子が明らかに、この施設をつくったことによって発生するものであれば、それはもう当然調査してあげなければならぬんですが、現在ベースラインとしてあるようなものについて、それを事細かに調査して、その推計とか土壌の改善のマスタープランというようなお仕事ではないものですから、私どもとしては、設置する施設の負のインパクトについては検討はできるんですけれども、そこから先だとどんどんスコープが広がってってしまうということで、再検討というふうに書かせていただいたのは、そういうような意味でございます。

その辺のフォローがちょっと足りていないところは当然でございますので、再検討をさせていただきたいということでございますが、基本的には、この今回のプロジェクト、計画で整備する施設が、現在の環境に負のインパクトを与えない、あるいは現地の法律を守るというようなスタンスでありますので、そこから先のことはちょっとご容赦願いたいというのが...
...

谷本委員 そういうことですか。

ではちょっと、これは主査、後ろのほうにも私はちょっとくどくというか、ありますので、その辺もあわせて.....

松下主査 では最後、コメントを検討する際に、改めて。

谷本委員 進めてください。

松下主査 ペンディングということで。

それでは、29 番、引き続きお願いします。

二宮委員 すみません。私もこれは、今の谷本先生の文と、あと作本先生の、その後、30、31 も多分同じ問題意識だと思うんですね。24 番、松下委員のところも同じで、多分先ほどの話題に出た、焼却処理施設が今回の対象の事業ですので、これについて、ここで表の 10-1 とか 2 で評価をしてあるんですが、多分委員の間での共通認識は、その後、行く先の

処分場の汚染、あるいはそこから出ている浸出水が、非常に汚染度が高いものがどうもありそうだと。それが土壌を汚したり、汚れたまま外に出たりしているようだというようなことが気になっていて、一体のもの、あるいは関連するものとして、そういうところまで広げて調査をすべきではないかというような、そういうところだろうと思うんですね。

私は、処分場の中に排出処理施設があって、そこで浸出水が処理処分されて外に出されていくということだったので、その排水処理施設も含めて、ベースの事実として今回の助言の対象というふうに理解して書いたものですから、多分そこがご回答とのずれになっているんだと思うんですね。

結論から言うと、今コンサルさんがおっしゃったように、本来はスコーピングするのは大変なだけけれども、再検討するというか、そういうふうに我々としては前向きに、そこを含めるよう検討していただきたいということにしかならないのかもしれませんが、多分どの委員の皆さんも、そういうような問題意識で、どうもコメントを出されておられるみたいなので、また後ほど助言のときに意見を統一して、何か残すことになるといいと思うんですけども。

ちょっとやはり、あまりにも今の処分場が心配な状態なので、その処分場を延命するために焼却しようということなので、どうしても一番最後、おしりのところをきちんとした形で最終処分ができるのかということに意識が行ってしまうんですね。そこが関係ないとなってくると、この辺の議論は何も必要ないというか、できなくなってしまって、ちょっとそこが、ぜひ何とかしていただきたいという、そういうようなお願いになってしまいます。同じだと思います。この24、26、27、8、9も、私のところもですね。

作本委員 30、31も同じですね。

谷本委員 私も。

松下主査 これは、では後でまとめてどういうコメントにするか検討いたしましょうか。

谷本委員 主査一任で。

松下主査 事務局のほうから何かお答え、追加説明ございますでしょうか。

29 あたりのことについて。

杉本氏 委員の先生方がおっしゃられていることの理解はできます。今の処分場は完璧にやられているわけでは決していないので、といっても、実際には他の途上国と比べると、このカンソン処分場というのは、実はわりときちんと運営をされています。というのは、ごみの覆土もそんなにしょっちゅうではないですけども、やられていますし、ごみの積み方も割

と、非常に計画的にやられてはいるので、他の皆さんご存じだとは思いますが、例えばジャカルタの処分場とか……

谷本委員 あれは世界一ひどいです。あれは世界一です。

杉本氏 非常に我々が見た中でも、もちろん日本と比べるとということになるとまた別ですけども、我々が見た中でもきちんとやられているところではあります。

いわゆるごみの自然発火というのもあまりないですし、においもそんなに強くはないです。ただ、浸出水の面で問題があるのは確かですし、これまでずっと積み重ねてきたごみからの汚濁負荷で、周りに何らかの形で影響が出ている可能性は否定できないというのはあると思うんですね。

今回の施設というのは、その発生源になっているごみを、要するに浸出水の汚染の一番大きな要因になっているものは、有機系の廃棄物です。また、この処分場は原則として、一般廃棄物の埋立処分場ですので、有害廃棄物は法律上入ってこないことになっています。というのは、この処分場を運営している URENCO という会社は、有害廃棄物の取引をずっとできない、できなくて、一般廃棄物しか回収できないと。つい最近、先ほど申し上げた小さな有害廃棄物の処理施設ができたので、一部、回収してそこで処理をして、埋め立てをしているんですけども、固化をしつつですね。

それまではずっとホーチミンやハノイに有害廃棄物というのは全部運ばれていた。なので、あそこの処分場に埋まっているもののほとんどは、一般廃棄物です。一般廃棄物といっても、家庭から、厳密に言うと、それこそ蛍光灯とかそういうものが混在しているということは否定できないんですけども、ただ、そういうふうにと考えると、一番大きな汚濁源になっているのは、有機系の廃棄物で、それが BOD、COD とか大腸菌とか、そういう面での汚濁負荷を大きく強めることになっているという、汚染面で一番大きいところはそこだと思うんですね。

そこを解決する意味では、今回の中間処理施設というのは、やはり一番適していて、それが何で適しているかというと、そういう汚濁負荷を最初に焼却処理をすることで、基本的には除去してしまうわけですから、その後、出てくる灰の処理がきちんとしていけば、大きく処分場からの環境負荷というのは減ることが期待されるということになると思うんです。

なので、今、委員の先生方がおっしゃられている水質汚濁、水の汚染、土壌の汚染というのは、これまでの処分場の運営によって原則としては引き起こされていることです。では、それに対して、この事業でやるのかということになってしまいうんではないかなと。それは、

これから起こることに関しては、この事業を実施すれば、それはほとんど除去できるというふうに評価はできると思いますので、過去の活動に応じて起こっている、引き起こされている汚染に対して、この事業で何かやらないといけないということに多分なるのではないかなというふうに思います。

作本委員 ちょっとすみません。今のお話はもっともで、問題が起こるときには一緒くたに起こるわけです。しかも後から入ってきた、その焼却灰によって起こったと、恐らくそういうされ方しかあり得ないわけですね。しかも、まだ私がびっくりしたのは、まだ半分ぐらい、この埋め立て地は残っているんですね、処分場。そうすると、灰でいけば、もうその密度が濃くなってということですから、やはりもし万が一問題が起こって、周辺住民から何かしらのクレームが来るときには、焼却場はお金を持っていそうだからということで、そこに批判が集まるかと思えます。

やはり何かしら、PPP で事業主体は違うということは前提なんですけど、何かしらの方策を提言しておく、あるいは、またちょっと次の 32 番にもあるんですが、現状の汚染状況、これはかなりひどいものかもしれません。大腸菌もひどいかもしれない。それをはっきり、何点かボーリングじゃわからないですけども、測定して、そのデータをきちんと残しておいて、自分らが抗弁できるようにしておかないと、それは複数主体の場合には、必ず抑えておかなきゃいけないデータになるんじゃないかと思うんですね。

清水谷委員 ちょっとつけ加えなんですけど、処理水の水質の表だとかが 10 ページの今回の添付で出ているんですけども、有機物のものはよくわかるんですけども、一度、重金属等の金属、イオンを全て分析できるようなことを一度やっておかれたほうがいいんじゃないかと思えます。

実際、理論上入っていないはずだといったときに、でも、本当にそういうものが入っているかどうかというのは、そういう項目をチェックしない限りわからないわけですから、何か決められた項目ではなくて、一度何か……。

加藤氏 建設の前の本格的な EIA、スコープの中には……。今、現状の施設について、先方のデータ……。

ですから、これは詳細にやっていく場になれば、それはそういうとり方をしていかないと、エビデンスとして、使用前、使用後をちゃんととっておかないと、委員の先生方おっしゃるとおり、変な言いがかりをつけられないで、そういうデータは全部残すような組み立てにしておきたいと思えます。

松下主査 よろしいですか。

それでは、30番以降、作本委員のコメント、意見が続いていますが。

作本委員 30番と31番は、もう既に二宮委員からご紹介があったことと、あと既に出された25番と重複している、いわゆる浸出水に対する懸念ということですので、これについてはもうわかりました。

32番は今お話しいたしましたCOD、BODあるいはアンモニア、大腸菌、これらのものも既に基準値を超えているということで、それを悪化させる方向しか、もしかしたらないんじゃないかと悲観的に捉えちゃうわけですから、ぜひそのデータを抑えておくことが自己防衛にもなるでしょうし、あと相手方に対しては、できるだけ助言をしていただきたいと、実るかどうかは別ですけども、そういうことを形として残しておくことは大事じゃないかと思えます。

あとダイオキシン、PCB、これは高温で処理される日本のこの水準でいかれるということでしたら、問題は起こらないと考えていいんでしょうか。

加藤氏 そうですね。

作本委員 プラスチックごみが増えているということから。

加藤氏 そうですね、3Tを守ってやると。

作本委員 そうですか。それは心配しなくてもいいですか。わかりました。では32番まで……、よろしいですか。次も。

松下主査 はい、引き続き33番を。

作本委員 33番のほうに、残土というのと覆土と、ちょっと私もはっきりさせないで、しないで使っておりまして申しわけありませんでした。

33番については、覆土ということで、しかも廃棄物の、これを覆土に使わないというご回答で、わかりました。

あと34番、これはやはり有害廃棄物が付着してくるんじゃないかなという懸念を日本でもきちんと分別できているわけではありませぬので、そういう心配をちょっと持っているわけでありませぬけれども、先ほどの取り組みと聞いていて、一生懸命やっているんだなという感じは受けました印象です。

あと、35番になりますが、衛生埋立処分場ということで、幾つかのこの処分場の仕組みがあるわけですけども、この衛生埋立処分場というのは、どのあたりまでごみシートが敷いてあるとか、何か整備された処分場なのか、ちょっと教えていただければありがたいと思

うんですけれども、別添 4 というのをちょっと読んで困ったもので、すみません。11 ページですね。

加藤氏 ここにございますように、日本でいうところの管理型の処分場ということですね。

作本委員 シートは、どのくらいの厚さのごみシートを使われるんですかね。

加藤氏 ちょっと厚さまではわかりませんが、十分な遮水能力を持ったシートということでございます。

衛生理め立てという、英語にすると sanitary landfill になって、要するに、遮水があって、覆土をちゃんと、毎日ではないにしろ覆土をちゃんとしてという、かつ浸出水の処理もするというので、それには合致している。

作本委員 そうしますと、リーチェットの管理は、今度の間処理場のほうではかわらないんですか、やはり。処分場のほうですよ。

加藤氏 そうですね。ただ、冒頭ございましたソフトコンポーネント、ソフトのインフラという意味で、この施設ができて、その運転をどうしていくかというところで、例えばの話ですけれども、JICA さんの技プロが入って運転指導するとか、そういうスコープがもし可能であれば、そういう人たちにそういうことで焼却炉のみならず、焼却炉というか、中間処理施設のみならず、あそこは一つの敷地の中ですので、包括的に見ていってあげて、それこそ助言あるいは本当に OJT でというキャパシティ・デベロップメントをやっていくというようなことになるのかなと。

作本委員 通常の場合は、複数の事業が同じ敷地でというぐらいだったら問題ないかと思うんですが、いわゆる事業主体というか責任の及ぶところは、みんな違うわけですよ。片方で処分場は既に昔から持っていて使っている。そこをまた我々は利用させてもらうということですから、そこで責任の競合というか、起こり得ると思うので、やはり先ほど我々が一番心配している浸出水、しかも処分場で起こる、そこで問題がやはり関心事ですね。しかも住民が近くに住んでいるということがありますので、ですから、やはりどうしてもそこを抑えていただきたい、自分らの対象範囲から外れているということはわかるんですが、ぜひそこに助言なり何なり、ソフトの分野で結構ですから、働きかけていただきたい。

加藤氏 それで何かできればなど。多分、こちらの間処理施設はそれなりのものができれば、例えば現場での水質の分析とか、そういうことも多分、同じ敷地の中ですので、それは事業者がどんな形になるかわかりませんが、事業者が違ってもやりくりをしていく、あるいは ODA ですので、何か別の仕組みで専門家が入るとか、そういうようなことも行く

行くは考えられる。まさしく、ソフトのインフラと。

杉本氏 一応、事業計画は、今回の PPP でやるという形になるにせよ、何にせよ、カウンターパートは、今まさに処分場を運営している機関なので、そういう意味では全くつながりがないわけでは決してなくて、実際に中間処理施設を動かすと、浸出水は当然処理水質も変わってくるので、それはやらなきゃいけないということにはなると。

作本委員 わかりました。

篠田 今の点、一般的なところで補足というかコメントなんですけれども、委員の皆様のご懸念というのは非常によくわかるんですが、若干このプロジェクトを超えて対策なりが必要だということもあろうかと思えます。

そういった意味で、JICA が何らかの形で申し入れという形にはなってしまうかなと思うんですけれども、例えば政策的な打ち込みということであれば、例えばなんですけれども、確かベトナムは環境省か何かに専門家がいたかと思うので、そういったところの人と相談をして、そういう打ち込みをしたりとか、省庁に打ち込んでいただいて、政策の提言につながるような人を介して、そういう働きかけをすると、そういったことは可能かなというふうに思いますので、確かにこのプロジェクトの中でそれを全部やるというのは非常に難しいですが、いろいろなスキームですとかということを通じて、働きかけをすることは可能かなというふうに思います。

作本委員 確かベトナムと日本政府の間の FTA の中には、廃棄物処分と廃棄物処理を協力するというのが、一個入っていましたよね。確かベトナムは。

篠田 なるほど。すみません、勉強になりました。

例えば FTA レベルになってくると、例えば経産省の方との働きかけとかいう形で、省庁をまたぎますけれども、オールジャパンとしてというような対応になって、少し政策レベルに上がりますけれども、そういった働きかけを、せっかくご助言いただきましたので、例えば政策協議をやる場合に、持ち込みとか、そういうことは検討できるかなというふうには思います。

ただ、このプロジェクトを個別でいくと、やれる打ち込みというのは限られますけれども、そういったチャンネルを通じてやるということかなというふうに思います。

松下主査 これは恐らく全般的事項、ソフト対策ということもありましたけれども、そういったこともあわせて、このプロジェクトを超えた廃棄物処理対策に関する申し入れとか、今後のフォローアップ、これを考えていただくという形で、どこかにまとめて入れておくと

いいのかというふうに思います。

若林 1点だけ原課からの補足として、このPPPのベースで採択した案件は、いわゆるPPPという形ですので、当然公的な現地の公的機関もかかわっていくという前提があると、あとは現地の事業者のようなものを設立をするというところでは、提案いただいている日本企業が入っていく機会が想定されていて、従って、そこは技術であったり、ノウハウというところが、建設だけではなくて運営維持管理でも期待されるということで採択しておりますので、実際のBOTならBOTの事業期間の中で、そこで事業権を勝ち取った企業体のところで、ノウハウを生かしていただくというところは当然期待しておりますし、それ以外に官民連携というのを官のところで、今申し上げたような、JICAならJICAの立場も含めて、大きくりは大きな視点の環境整備といったところのかかわりとか貢献というのも可能だとは考えておりますので、そういう全体像もご理解いただければと思っております。

松下主査 ありがとうございます。

それでは、ちょっとこちらは私の提案ですが、ここでしばし休憩をいただいて、その間に今後のことを考えると、あるいはコメントを考えるとということで、あの時計で40分まで休憩します。

(休憩)

松下主査 それでは、委員はそろっていますので再開いたします。

36番からお願いします。作本委員、引き続きお願いします。

作本委員 36と7は、いただいたご回答で結構です。読ませていただきました。

38番のほうに入っていますか。

清水谷委員 すみません、ちょっとつけ加えてもよろしいでしょうか。

私の質問の部分には書けなかったんですけども、悪臭のところ、オプションの中にコンポスト化をするところがありますが、コンポスト化をすることで、臭気を何か発生させるということはないのでしょうか。

加藤氏 実際、コンポストをつくるときには臭気は出ます。それはそれなりに、完璧にはとれないですけども、とってどこへ持っていくのか、焼却炉へ入れられれば入れるしというところですね。

ただ、脱臭装置とかとんでもないことになりますので、そういうことあまり考えていないんですけども、安いコストの中でできるような対策を、コンポストを選んだ場合ですね。そういうふうになりたいとは考えております。

それら、これらを考えると、やはり最終的に焼却になるのかなという気はしております。

清水谷委員 わかりました。ありがとうございます。

松下主査 それでは、38番、お願いします。

作本委員 38番、これは跡地管理のことですけれども、検討いたしますということで書いていただきました。これでよろしくをお願いします。

39番もいいですか。ちょっと作本が並んで申しわけありません。39番、これも DFR に、ドラフトファイナルに入れていただけるとのことですので、そちらのほうに。

特に私が、後にもちょっと出てくるんですけども、この40番にもかかわりますが、要は健康被害ですか、人間が住んでいなければ別なんですけど、250メートルほど離れたところに人がいるということ、あるいは敷地全体から500メートルということを知っておりますけれども、そういうことで、やはり健康影響を何とか起こさないようにという汚染対策はどうしても必要だろうということで、生活というのは40番に書いてありますが、生活の中の汚染対策、公害対策は入っていますけれども、健康被害に関する視点がちょっと弱いかなという印象を持ちました。ですから、39、40についてのご回答で結構です。40番まで済みです。

松下主査 よろしいですか。

それでは41番、お願いいたします。

谷本委員 41番は、私はもう単純に、近隣の方が雇われるという数字を出していただいて、数名で本当に数名じゃないかなと、私はそのように思っているんで、常套手段として雇用が生まれるという、それはいいんですけども、ということで、そんなに高い評価、無理してする必要はないんじゃないかなと思いましたが、私は記述として、本当にこういう全体でこれだけだと、これぐらい残念ながらもいいんですけども、私はそれでいいと思います。無理しても、今まで本当に無理して書いてきているんですよ。ですから、それで評価もCプラスでもDプラスでも結構です。そのようにされたらどうですか。無理にメークアップをする必要は、私はないと思います。

杉本氏 ただ、やはり焼却を入れてしまうと、今、生計を立てているウェストピッカーに対してどうするのかという話があるので、その範囲内で適切な対応はしないといけないので、その意味で人数も一応、施設の運営計画をベースにして出してはいるということです。

特に、上積みをしているわけではないんですけども、実際には焼却施設の運転という点からすると、ではウェストピッカーをそれに雇えるかということ、それは無理ですので、や

はり施設の中の清掃、警備員、そういう形で雇うという形に、結果的にはならざるを得ないと。

谷本委員 そういうものに限られますか。

杉本氏 そこは率直にそうならざるを得ないと思います。

谷本委員 もう、そうしてください。そのほうがいいと思います。

松下主査 それでは、そういう方向でお願いします。

42番、お願いします。

谷本委員 まで終わりました。オプションBの場合は。

松下主査 それでは43番。

作本委員 43番は、今の谷本さんと同じ内容で、私も主張であります。ここではウェイトピッカーに安定した賃金を与えることは可能となると書いてあるけれども、実際そこは私もウェイトピッカーを見ていて、なかなか研修したって、すぐには行けるわけではありませので、ですから、むしろこの表現について、できるだけそういう努力、努めるというような形で十分だと思いますので、微妙ですね。ですから、ここはお答えだけで結構です。

松下主査 ありがとうございます。

それでは、環境配慮に入りまして、44番、お願いします。

谷本委員 ここからが、先ほどのところも絡んでくると思うんですね。水質ですから、埋立地がありますと。そこから出ていますと。土壌も汚染が進んでいますと。ではどこまで調査しますかと。

私は44でかなり離れていますけれども、川も水質の問題を起こしているんですねとすれば、これは先ほどの土壌の、既存のところに対して、ここに積みますから、ここはもうできるだけ汚染を起こさないような対策をとっていますと。でも、全体で、やはり文句を言われますよね。その可能性はありますから、私は調べといたほうが、現状はこうですと、中間段階でも何かで調べておくとか、やはりちょっと、外まででも調べておいていただいたほうが、それはお金と時間とエネルギーを使うのはわかりますけれども、やはり言われたときにこういうデータがありますと。これは実は今の現状のデータなんですと。ダナン市、何か持っているものに加えて、我々もこう調べましたと。そんなに大きな乖離はないですと。これが何かある面ではベースの状態の、においもそうですし、土壌も水質もということでやっておいていただいたほうが、それからやはりちょっと遠くまで、川まで行っていただいたほうがというのが、すみません、私のお願いなんですけれども。

ですから、調査対象範囲外で逃げられたらいいんですけれども、うっかり何か言われたときということで、45 がそうです。それから、46、ちょっと私は悪臭のほうは全く専門外でわからないんですけれども、何らかの形でやはり調べておいていただいたほうがということで、この調査対象範囲外ですというのは、ちょっと何か考え直していただけないかなと。お伺いします。そういうことで。

松下主査 いかがでしょうか。

加藤氏 EIA の TOR にそういうことでバックグラウンドとして入れるでしょうね、そういう話であれば。予防、防衛という。ご意見はよくわかりましたので。

若林 調査の中で、どこまで対応できるかは、検討はしてみたいと思いますので、廃棄物の事業はこれとして、それ以外の他のドナーも支援しているような、例えば下水の事業とか、あるいは上水の事業とかといったものもございまして、そのあたりから情報収集も可能だとも思いますので、そういった手段を含めて……

谷本委員 私も必ず実測してくださいというのにはこだわりません。いろいろデータを集めていただいて、やはり守れないとなれば、やはり実測していただくなり、という手段を講じていただきたいということです。

清水谷委員 一言言わせていただければ、悪臭については実際に、においてどういうような成分があったかというのをはかるのは難しいと思います。結局、嫌なにおいとかは人の好みになるので、結局こういうものは、例えば苦情件数とか、そういったもののデータを継続してとられておいて、施設ができてから、それが減っていくとか、そういうところを見ていかればいいのではないかと思います。

松下主査 それでは47番、お願いいたします。

二宮委員 これはこういう確認していただけるということなので、これも今の谷本委員の懸念と関連します。「不適合」という言葉を使いましたけれども、環境管理という観点から、やはりどうマネージするかということも含めて、事業主体に確認をしていただくということで、そのためにはやはりベースになるデータといいますが、そういったものが必要だという、一体のものという理解でいいのかなと思いますので、ぜひこういうふうをお願いしたいと思います。

松下主査 ありがとうございます。

それでは、48、49、作本委員、お願いします。

作本委員 48 の浄化槽、し尿処理なんですけれども、ベトナムがどの程度今進んでいる

かなと思って教えていただきたくて書いたんですが。

あと、いただいた資料の6ページに、セプティングタンクウェイストとバキュームカーがこれを集めて、最終的にはファイナルディスポーザルというか、処分場に持っていくんだと書いてある。乾燥させないのかなとか、日本のような肥だめはないのかなとか、いろいろなことを考えていたんですが、特に焼却処理をするわけではないと聞いたので、普通のやり方なのかなと、そういうことで合点いたしました。48番は、これで結構です。

49番は、今までの処分場での対策、とられてきた内容をいろいろ列挙していただきまして、ありがとうございます。お手間かけたと思います。

以上です。

松下主査 ありがとうございます。

それでは、清水谷委員のほうの環境配慮、3番、4番、お願いいたします。

清水谷委員 3番は、大気汚染の問題です。これは今回の事業が、結局焼却施設をつくるというところで、実際本当のメインは水質汚染というよりは大気汚染にフォーカスを置かないといけない事業だと思います。

そこで、今回発足する計画を見ますと、かなり短いというところで、少し懸念をしております。ご回答においては、季節変動よりもごみの質の変動が大きいということなんですが、このあたりをもう少し説明していただいてよろしいでしょうか。

加藤氏 要は、まず基本的に排ガス処理装置というものがついておりますので、現地の基準に合致した排出、要するに濃度には、それにももちろんそれ以下、公害防止基準以下になります。

ごみ質の変動のパラメータの動きというのは、乾いたごみを燃す場合とぬれたごみ、要するに水分の問題で熱量がどんと下がってしまう。場合によっては助燃を焚かなきゃいけないというような、補助燃料で燃さなきゃいけないような場合も生じてくるであろうし、あるいは非常に乾いたごみが入ってきて、カロリーが上がってきて、そうすると、ガス量が増える。

ということで、そういう変動が大きいというような、そういう季節の、ほとんど水分の話になるんですけれども、乾季と雨季と、ということで……。

清水谷委員 それは、例えば煙突の出口の部分の濃度がどのぐらいになるかということのを計算されるということですか。それとも分散のシミュレーションをされて、いろいろなポイントにおいて、どのぐらいの煙と申しますか、それが広がるのかということのをシミュレーションされるということですか。

加藤氏 ですから、装置としては、そういう排ガス処理装置がついております。

それから、拡散計算としては煙突からの吐出流速、これはガス量で変わりますが、吐出流速でカスガ煙突高というものが出てきて、あとどっちの方向を向くか、風配は年間を通して調べてありますので、最大着地、どの辺へ向かって飛んでいくかというようなシミュレーションですかね、そういうことも……。

清水谷委員 そのあたりは年間を通じて……。

加藤氏 年間というか、風配図を出して、だから風配図でどっちへ、いつの季節はどっちへと、最大着地は幾つというのが出て、シミュレートと。

清水谷委員 例えばの話、何年か前の日本の自治体がやられている一般ごみの焼却施設のEIAの資料を読んだことがあります。そのときは、実際に建てる前に、煙突の高さに想定するところまでクレーンを持って行って、クレーンの先から何か擬似的な煙を出して、それを何キロか先から、その成分をキャッチするまでの時間とか、あと濃度とか、そういうものを作って、結局この空気のパラメータを予想して、予想しているものかどうかというものを実際そこで検証してから、やっていました……。

加藤氏 検証されたという……。相当大きい施設ではないでしょうか。日本でもよく言われる、条例にかかる環境アセスメントですと、そういうことをやったり、風洞実験をやったりシミュレーションをしたりということをするんですが、この国で、この施設でというのは、なかなか考えにくい……。

清水谷委員 そういうことは難しいということであれば、今のご説明でもよくわかりましたので、結構です。ありがとうございました。

4番については、以前から議論があったので、これは飛ばして結構です。

松下主査 それでは、再び10ページに戻りまして、社会配慮ですね。50番、お願いいたします。

谷本委員 50番、私です。これで結構です。わかりました。賃金は支払われないということですね。結構です。

松下主査 それから51は、これで結構です。

それから、52は先ほど43のところでも既に説明いただきましたので、これで結構です。

53番、お願いします。

作本委員 53番、これで結構です。

次の54番もいいですか。コンポスト化するというので、かなりのコンポスト後の対比、

こういうのが出てくるんじゃないかと思うんですが、なかなか商品化するのは難しいんですね。どこも塩分が入っていたり何だりで、ただこれをコンポストにした後はわかりませんとって山積みするわけにはいきませんかしょうから、市民に配るわけにもいかないでしょうし。そういうことで、コンポスト後の有効利用というのを何かで固めるとか、何か方法をぜひ、花を植えましょうじゃないですが、そういうので有効利用をできるだけ考えていただければという気はします。

以上です。

松下主査 ありがとうございます。

それでは、清水谷委員の社会配慮、5番お願いいたします。

清水谷委員 私の質問は、ヒアリングの調査をするに当たって、その期間が十分設けられていないのではないかと懸念があったので、こういう質問をさせていただいております。

回答では、既にもう実施済みの部分もあるということで、十分時間が確保されたということでは理解はいたしました。ただ、これの回答で、またさらに質問が生まれてしまっていますが、例えば具体的にどのような団体や個人に対してヒアリングを常に行おうとしているのか、そういうところを具体的に教えていただきたく、わかる範囲で教えていただきたいんですけれども。

加藤氏 このウェイトピッカーについては実施済みという、処分場の中へ行って聞き取り調査をやったということになります。

清水谷委員 これは、あとのステークホルダー協議も関係しますけれども、例えば影響を受ける人たちに対しては、あらかじめこういうことを計画しているということを知って、懸念事項を事前に入手するということが必要になると思うんですが、そのときに、この地域の中には農業を生計としてやっている人たちもいると。例えば日本においても昔、「ニュースステーション」でちょっと報道されましたが、所沢のダイオキシンの話で、お茶の葉っぱのことで、かなり風評被害があったということで、結局その農作物に対して何か影響があるかもしれないし、そうなる、やはり農業とか、そこで作物をつくっている人、あるいはその地域の中に保育園とか小学校とか、幼児といいますが、子どもがいるところにおいて、そういう施設が近いかどうかとか、そういうところもあるのかないのかを確認してあれば、事前にそういう懸念をインタビューしておく必要があるかと思しますので、そのあたりが必要になるのかなと思います。これは助言を決めるときに、また決めさせていただきたいと思えます。

松下主査 それでは、ステークホルダー協議・情報公開に入りまして、55、56 と、それから清水谷委員の6番ですか、関係した質問だと思いますので、まとめて各委員から。

谷本委員 では私のほうから。

これはもう人民委員会の代表者だけじゃ不十分でしょうという、もっと本当に広くとってくださいということで、回答も代表者の参加だけじゃ不十分ですよと言いたくなりますので。

作本委員 作本も同じです。直接住民とか、特に出ているのは政府関係と、あとちょっと私も書き落としましたけれども、いわゆる委員会ですよね、共産党の系列がありますから、そちらの流れだけ、やはり直接影響を受ける人に、こういうところに声をかけておくのがいいんじゃないかなということです。

清水谷委員 私のほうも同様です。

松下主査 ありがとうございます。

それでは、57番のほうをお願いします。

二宮委員 57番は、こういうように対応していただければ結構です。

松下主査 それでは、その他に入りまして、58番については、このご説明で結構です。

59番、お願いします。

作本委員 59番、SEAについてもうちちょっと記述していただければと思います。ベトナムとインドネシアは、今SEAを東南アジアでいち早く導入していますし、しかも日本よりもっと進んでいますかね。ですから、ぜひ紹介をお願いしたいと思います。

以上です。

松下主査 あとは最後になりますが、清水谷委員の7番のほうをお願いします。

清水谷委員 調査対象範囲がわかりにくかったので、地図をつくってほしいということで地図をつくっていただきました。ありがとうございます。

基本的には、かなりこれで助かっており、イメージはつきやすくなっているんですが、もう少し欲を言わせていただきたい。例えばこのスコーピング段階において、その土地利用のマップとか、そういったものをやはり事前につくっていただきたいと思います。そこで自然林があったり、畑作地や稲作地があったり、農地とか、あるいは牧畜とか、何の用でこの土地が使われているかということが、その施設からどのくらいの距離があるとか、あるいは住民がどの距離に、あるいはそういう小学校、保育園だとかの位置とか、そういったものがわかれば、こういう会議でまた議論しやすいといえますか、見落としが減ると思いますので、今後、DFRを作成されるときには、そういう図をつくられて、その図をもとにまた議

論できるような形にさせていただきたいと思います。

以上です。

松下主査 よろしいですか。

それでは、事前に提出された質問とコメントに対する検討は一とおり終わりましたので、これに基づいて助言案を策定したいと思います。

それぞれ順番にやっていきますので、それぞれについて助言案が必要かどうか、お願いをいたします。

最初に、1番と2番いかがでしょうか。

谷本委員 これは主査、やはり提言ですね。ソフト・インフラの内容をきちんと書いてくださいと。という形でまず、あとは文言をお願いします。記述してくださいか、どうしたらいいんだろう。「調査の際に十分に検討してください」ですね。

松下主査 「調査の際に廃棄物減量化・再資源化促進のためのソフトな対策もあわせて検討し、提言すべきである」と、提言すると。検討し、提言する。

2番を生かしまして、2番の前に「調査の際に廃棄物減量化・再資源化促進のためのソフトな対策もあわせて検討し、提言すること」と。

篠田 ドラフトファイナルレポートで……

松下主査 DFRで……

篠田 いつものご作法ですけれども。

谷本委員 あとはもう主査に任せましょう。

松下主査 1と2を一緒にして、1は落としてもいいですかね。1と2を一緒に。

それでは、3番はよろしいですか。

谷本委員 はい、いいですよ。これは要りません。4番も要りません。

作本委員 5番も要りません。

松下主査 6番は。

二宮委員 6番は結構です。

松下主査 8番は……、7番。

谷本委員 7、8、二宮さん、どうしますか。これは有価物の内容を記述してくださいとか何かにしますか。もういいですか。

二宮委員 一応、取引価格のところではラインナップは出てはいるので、資料ですね。載せてもらえばいいんじゃないですか。

谷本委員 じゃ、6、7も。

松下主査 6、7、8。

谷本委員 7、8にしますか。じゃあ残しましょう。

松下主査 9番はどういたしましょう。

作本委員 9番はちょっと残したいんですが、文章をちょっと変えさせてください。

「PPP 事業であるので、廃棄物処分場の管理主体に対し……」、主体という言葉はちょっと固いかもしれないですけども、「主体に対し、将来の汚染に関する適切な助言等を行うこと」。

松下主査 あとは削除ですか。

作本委員 はい。

主体はちょっと固いんですけども、いい言葉が思い浮かばなかったの、事業主ということなんです。一応内容はそんなところで。

松下主査 もう一回、では読んでいただけますか。

作本委員 PPP 事業であるので……、僕が読みますか。

松下主査 では、加来さん。

加来 「PPP 事業であるので、廃棄物処分場の事業主体に対し、将来の汚染に対する適切な助言等を行うこと」。

松下主査 それでは、また後でメールでの確認をお願いします。

10番、いかがでしょうか。

作本委員 10番、削除で結構です。

谷本委員 11、問題ありません。

松下主査 12番、これも削除、落としておいてください。

13番、どうですか。

二宮委員 13も結構です。

松下主査 14は。

二宮委員 14はあれですね。先ほど議論のあった、後の土壌とか水質のところ、何か助言は残りますよね。それであれば、そこに含めていただいて。

松下主査 全体事項で、清水谷委員の1番、いかがでしょうか。

清水谷委員 1番は結構です。

松下主査 それでは再び3ページに戻りまして、15番。

谷本委員 15番は関係するのが次のページの19も少し関係して、清水谷委員の2番と一緒にして……、これは清水谷さんの文言をもらっていい。

清水谷委員 どうぞどうぞ。使ってください。

谷本委員 「総合評価においては、技術面、それから経済面、社会影響面の観点から評価を行い、その根拠を報告書に記述すること」。ちょっとそれでいいですか。では後で。加来さん、フォローできた。

加来 大丈夫です。

谷本委員 大丈夫、さすが。ではあと、主査、お願いします。

松下主査 「総合評価においては」……

谷本委員 「おいては、技術面、経済面、環境社会面の観点から評価を行い、その根拠も報告書に記述すること」。これでお願いします。

松下主査 よろしいですね。

それでは、15番、終わりました。

16番、お願いします。

二宮委員 16、不要です。

松下主査 17、お願いします。

作本委員 17はちょっと残していただいて、文章をそのまま「代替案につき」、「つき」の点の後から、「オプション」から「できるが」までを全部削除していただきます。

そうしますと「代替案につき、廃棄物量」までいって、「廃棄物」は残していただいて、「が、」までとっていただいて、次の「廃棄物量の」、次の「の」を削除してください。それで「示すこと」、「示すべき」じゃなくて「示すこと」で。もう既にご回答はわかっていますから。

松下主査 では、「代替案につき、廃棄物量全体でおよそ何割が削減される見込みなのかを示すこと」。ありがとうございました。よろしいですか。

加来 大丈夫です。

松下主査 わかりました。それでは……

清水谷委員 すみません、15番のところを谷本・清水谷案という形にしたほうがいいです。

松下主査 15を修正ですか。

清水谷委員 はい、私のほうの……

松下主査 そうですね。関係委員は全て入れるようにお願いします。

それでは、18番。これは結構です。

19番。

谷本委員 これはもう先ほどのところを入れて、加味したということで、消してください。大丈夫です。

松下主査 20番も、これも結構です。21も結構です。

22については、篠田さんからもお答えをいただいたので、そうですね……。では、この質問を生かしまして、「地表水、地下水、土壌とも現状で既に汚染されているので、引き続き対策を申し入れること」と。「引き続き対策の推進を申し入れること」ですね。

加来 申し入れるというのは、DFRの中で……

松下主査 そうですね。DFRの中で、対策の推進を記述することですか。提言すること。

篠田 多分、DFRの中で提案するとなると、やはりちゃんと検討していただいたうえでやっていただくということで、結構大きな調査項目になってしまうと。

多分、ここでのポイントは、相手国にやはり問題意識を持ってもらうために、JICAとして言うということなんじゃないかなと思うんですね。そう考えると、DFRに記載することも確かにそうですが、どちらかというところ、そこは離れてJICAとして申し入れをしてくださいという全般的なものになるのかなという気はします。それをDFRに表現するのであれば、記載をすることとして残しても構わないと思いますが、そこら辺、ちょっと原課のほうはいかがですか。

若林 提言というのは、今おっしゃられたように、その前提となるような調査が必要になってまいりますので、そういった趣旨のコメントではなかったのかなという理解でありますので……。

篠田 例えばですけれども、これは全般的な事項のようなところで残しておいていただいて、相手国、先方機関に申し入れることという形で助言として残されるというのはいかがでしょう。

松下主査 そうですね。他でも幾つか、これは全般的な事項で相手国政府に対して、JICAとして申し入れると。あるいはフォローアップを申し入れると。そういうこともあったと思いますので、それも含めて、そこでまとめて書くということで、ではちょっとこれはペンディングにしておきます。22番はペンディングにしておきます。

次、23番、これは落として結構です。

それから、24 は、29 と関連いたしますが、いかがでしょうか。24 と……

谷本委員 水質、土壌、水質の中に地下水も入れて変えるとして、このあたりを一本で整理をしたらいかがでしょう。

松下主査 28、27 もかかりますね。

谷本委員 先ほどの主査のペンディングのところも、加える、加味するようなというんですかね。という形で、何か一つ、あるいは二つの助言に整理をしたらいいかと思うんです。土壌もそうですね。

ただ、大気、臭気、におい、そのあたりをうまく整理をするというので、環境のところ、自然環境、自然環境とスコーピングマトリックスのところも一気に整理しちゃったらいかがでしょうか。

松下主査 少し、具体的提案をいただけるとありがたいんですが。

谷本委員 ですから、ちょっと飛んでしまいますけれども、私の 27 のところですね。汚染対策の水質と土壌と廃棄物、ここのところの水質、土壌、それから大気質というか、廃棄物、大気汚染物質のことですね。

さらに言うと、灰か。この辺を一応お答えは「再検討いたします」となっていますので、再検討のうえ、必要な対策については、あるいは追加した調査の結果については、報告書で記載されたいというような形で、我々としては、もう再検討をお願いしますということを伝えて、それで調査団のほうで再検討していただいて、必要ならば調査、実測等をやっていたら、それで結果を報告書に書いていただくという形をお願いをしたら、助言をしたらいかがでしょうか。

これは、先ほどの議論の中で、もう既に土壌も水質もいろいろな汚染を起こしていると。今回新たに処理をしますと。それでは、そんなに多くなりませんと、期待していますということですね。だけれども、ベースとしての数字はきちんと出しておきましょうということですので、必要ならば実測をしていただく。必要なければ他のところのデータなんかで使って示していただくということで、そういう形でいかがでしょうか。整理をするという。

ちょっとじゃあ、もう少し……。22 のところに戻りまして、先ほどちょっとペンディングにされる、ここのところも地表水、地下水を、もう水質に置きかえまして（地表水）、（地下水）と括弧を入れてもいいんですけれども、土壌ですね。について、調査の必要性等を再検討し、必要であれば追加調査を行い、その結果を報告書に記載することとすれば、27 がその中に含まれますし、それから 24 も恐らくそこに入れられますし……

作本委員 32 番も同じように……。

谷本委員 25、それから 28 がそうです。29 も二宮さんの項目もそういう面では含むことができます。これはスコーピングの水質と土壌ですけれども、もっと大きく。それから、30 も含まれます。

作本委員 32 番も同じ。

谷本委員 31 もですかね。結構……

作本委員 ちょっと浸出水、今ここに入っていないので。

谷本委員 そうか、ちょっと地下水ですね。という形で、清水谷さんの 4 も、そういう面では含もうとすれば、無理をすれば大きく含まれるので、それで一つ整理したらいかがでしょうか。

松下主査 はい、非常によく整理される提案が出ましたが、もう一回、ちょっと読んでいただけますか。

谷本委員 加来さん、読んでください。

加来 「水質（地表水、地下水）」……

谷本委員 「を含む」にしようかな。「含む」。

加来 「土壌とも現状で既に汚染されているので、調査の必要性を再検討し、必要な調査を行い、その結果を DFR に記述すること」……

谷本委員 必要であれば、「必要であれば実測等を行い」、そのようにしたら。「必要であれば実測等を行い、その結果を報告書に記載する」。という形でくっっちゃって、そうすると、スコーピングのところでいろいろコメントしているのも、もうそこで入ってしまうと。

作本委員 ちょっと、これは内容に疑義というわけではないんですが、これはちょっと限定をつけておかないと、処分場から生じている汚染についてと、32 番で書いてあるんですが、廃棄物処分場から生じているこれらの汚染ですよね。自分の事業じゃないんだけど、廃棄物処分場から既に生じている汚染状況というようなところで……。

谷本委員 既存の、か。

作本委員 既存の、で。

松下主査 既存の廃棄物処分場……

作本委員 「から生じている」で、どうでしょうね。因果関係、言えないかな。「汚染状況について」かな。「から生じている汚染状況について、調査の必要、検討しながら、必要であれば実測すること」。

松下主査 もう一回、ちょっと確認していただけますか。

谷本委員 これを全体事項に入れますか。移さないですよ、ここでいいですよ。

作本委員 ここでまとめたほうがよろしいと思いますね。

谷本委員 では、全体事項は消してください、加来さん。それで、既存の廃棄物処理場からの……

作本委員 頭ですね。

谷本委員 からの頭に生じているということ。それで一番上に……。

ちょっと後で言葉はあれですが、水質、土壌ですね。地表水、地下水、入れておいてください。

作本委員 「既に汚染されている」というのはどうなのでしょう、残したほうがいいんでしょうかね。そこまではもう……

谷本委員 水質……

作本委員 しっかりした現状のデータを集めてくれと……

谷本委員 水質は「質」をとってください。「水、浸出水」と、あとで変えるとして、「質」をとってください。「土壌とも現状では既に汚染されているので」、「状況にあるので」でいいです。「汚染状況にあるので、調査の必要性を再検討し、必要があれば実測等を行い、その結果を DFR に記載する」。それでいいと思います。

松下主査 よろしいですか。

それでは、これで 22、それから 27、24、28、29、25、一応カバーされたということにして。あと抜け落ちがないか。25 番はいかがでしょうか。

作本委員 25、これについては、右側の回答欄にある言葉ですけれども、本調査では回答に書いてある「処分場からの浸出水対策の改善提案を行うこと」。ただ、誰に対してというのがちょっと入っていないんですけれども。

松下主査 本調査では、処分場からの浸出水対策の改善提案を行う。

作本委員 「誰々に」というのがないんですけれども、誰にしたらいいんでしょう。全く違う相手……。「を行うこと」としたんですが、相手がわからないので、ちょっと……。URENCO というそっちになるんでしょうかね。この場の浸出水対策というのは、誰に言えばいいんでしょうね、提案、提言するのは。

杉本氏 ベトナム、ダナン市かな。

作本委員 ダナン市に対してというのは、じゃあどこかで入れていただいて。URENCO

と言ったら、あまり特定過ぎますか。

杉本氏 URENCO は、要は受託されているところです。

作本委員 受託の相手方ということですね。じゃあ、ダナン市がこの処分場を管理しているということで、「ダナン市に対して行うこと」。

松下主査 「本調査では、処分場からの浸出水対策の改善提案をダナン市に対し行うこと」と。

小山 調査としてということですね。JICA として一般的なことで申し入れをということではなくて……

作本委員 一般的なことで、先ほどのと一緒にしていただければ、それでありがたいと思います。何も文章でとか、そういうことではありませんので。

ですから、先ほどの JICA がいろいろな知見を持っていますので、経験を持っているので、ぜひそれを役立てていただきたいと。

篠田 確認なんですけれども、この今、25 番の助言は、報告書に記載ですとか、今いる調査団に対しての助言というよりは、この後のアクションとして JICA がダナン市にとりあえずやってほしいということですか。

作本委員 そうということですよ。一般的、抽象的ですけども、そんな感じで。はっきり言わなければ仕事が前に進まないとか、そういうつもりでは全くありません。

小山 何かさっき、どこかにまとめるという話をした……

作本委員 さっきまとめて言うというのは、JICA としての提案で……

篠田 そうですね、まとめて言うのは、実は入れておったんですが、先ほどもちょっと消えてしまったので、入れるとしたら新たに……

谷本委員 全体事項に。

篠田 全体事項に言うと。本調査で……

谷本委員 全体で。

松下主査 後でまた戻って検討しますが、JICA としても全般的提案と。

谷本委員 JICA に対するというか。

松下主査 一つとして、「浸出水対策の改善をダナン市に対して」ということで。

谷本委員 もう一つが……

篠田 ちょっと後で触れますけれども、改善提案というと、提案策を具体的に我々 JICA が言うようになって、そこもまた検証が必要なので、ちょっと適切な言葉になるように……

作本委員 表現はお任せします。

篠田 はい。ただ、趣旨としては JICA が先方政府に申し入れると、その一環でこういうことを言わせていただくということ。

作本委員 流れの中で、こういう知識をちゃんと持っているよ、知っているよということ言っていたら、もう私は十分ですね。

小山 先ほど全体でまとめると言われていた、ダナン市に対して申し入れるということであれば大丈夫だと思います。

篠田 その趣旨です。わかりました。

松下主査 では、ちょっとそれは先送りにしまして、次は 26 番はいかがでしょうか。作本委員。

作本委員 これは真ん中あたりに予想されるというところがありますけれども、「予想される大気汚染物質の内容、煙突の高さ」、ちょっと書いてありますけれども、次はちょっと日本語、こなれていないんですけれども、「煤塵が飛ぶ範囲」、「飛ぶ」というのはおかしいんですけれども、「飛ぶ範囲、年間を通しての風向き、利用可能な防塵、防煤塵装置などにつき、DFR 報告書に記述すること」。

加来 もう一度おっしゃっていただいてもいいですか。

作本委員 どこまで言ったっけ。

加来 最初からお願いします。

作本委員 最初から、わかりました。

「予想される大気汚染物質」、「大気汚染排出物質」と入れてください。「予想される大気汚染排出物質の内容」、1 番目で、次が「煙突の高さ」、3 番目が、ちょっとこれは日本語は後で直していただきたいんですが、「煤塵が飛ぶ範囲」、拡散する範囲というんでしょうけれども。ちょっと日本語の……、拡散範囲ですか。「煤塵が拡散する範囲」、「あと年間を通しての風向き」というのもおかしいんですが、「風の流れ」。

加藤氏 風配図というものをつくってあるんですけれども、年間の風向のデータ、強さを解析して、どの向きが一番多いとかというデータはもうつくってあるので。

作本委員 それについて、あと「風向き」とちょっと置かせてください。「防灰じん、防煤塵装置……」、ごめんなさい、「風向き」ですね。次は「利用可能な」、コストがありますから「利用可能な防煤塵装置などにつき」、「など利用可能な」、「防煤塵装置につき、DFR 報告書に記述すること」で、報告書は残してください。DFR だけでいいですか。DFR

に記述すること。レポートです。利用可能なだけ漢字で。

清水谷委員 作本委員のこのアイデアに、私のやつも一緒に入れてもらっていいですか。

作本委員 ぜひお願いします。

清水谷委員 一応、これも作本・清水谷案にさせていただいて、自分の質問事項といいますが、コメントの3番になるんですか、結局、シミュレーションの話を言っているんですが、それを却下して、こちらに合わせるという形にさせていただいて。意図としては、作本委員と同じことを懸念していたので。

作本委員 ありがとうございます。

松下主査 それでは、26番については、今作本委員が口述されたコメントを記録に残しておいていただいて、それに対してちょっと、あとは今日できるかどうかわかりませんが、清水谷委員からシミュレーションのことについて、加筆するコメントは入れていただくと...
...

清水谷委員 いえ、シミュレーションの件はコメントをいただいてわかったんですが、自分の懸念事項は作本委員と同じなので、この言葉のとおり出てくると.....

松下主査 統合するということ。

清水谷委員 統合させてください。

松下主査 では、それで、後ほどコメントを入れていただけると。

では、そういう方向でお願いします。26と統合と。

それでは、27は先ほど終わって、27、28、29、30、31、32までは終わっているわけですか。

作本委員 作本のところでいいですか。

30番から32番、全部これでオーケーです。削除をお願いします。33番も削除で。

34番だけちょっと残していただきたいんですが、これは右側のご回答をいただいた文書が立派なので、すみませんが、冒頭から始まっている「廃材などに」というところから「行う事」、「事」を平仮名に、漢字に改めていただいて、それをお願いいたします。

松下主査 では、34番は「廃材などに有害廃棄物が付着しないよう、現地の法律に沿って適切な建設工事の管理を行うこと」。

それでは、35番ですが。

作本委員 35番、削除で結構です。次の36、37も削除で結構です。

松下主査 38はいかがですか。

作本委員 38 はちょっと残していただきたいんですが、終わりの 3 行から残すような感じですけども、ちょっと一部、「跡地の安全管理などの中間施設の事業実施から起こり得る密接不可分の環境問題に対して対策を講じること」というようなことで。「も」は要らないです。

松下主査 よろしいですか。38 番、「跡地の安全管理などの中間施設の事業実施から起こり得る密接不可分の環境問題に対して対策を講じること」。

篠田 密接不可分という言葉は、一体不可分のことですか、それとも……

作本委員 一体不可分、ガイドラインはそっちでしたっけ。

篠田 一体不可分という言葉を使っておりまして。

作本委員 では一体不可分のほうで改めてください。

松下主査 では、「一体不可分」という言葉に直します。

作本委員 特にこれは BOT で引き渡される事業ということなので。

加来 すみません、調査団の……

谷本委員 これは調査団に言うのかな。JICA に言うのかな。

加来 調査団さんだと思うんですけども……

谷本委員 作本さん。これは言うのは、すみません。これは誰に言うの。JICA に言うの。調査団に言うの……。

作本委員 BOT 事業の限界ですよ。

谷本委員 そうなんです。だから……

作本委員 10 年先、一生懸命誰が考えるのかなということになりますけれども。誰に言ったらいいかな。

谷本委員 これは BOT で将来的に、外国に渡っちゃうけれども、講じるべきであると、JICA はダナン市にきちんと話してください、じゃないの。

作本委員 よく土壌汚染を起こしたまま立ち退いちゃうとか、そういうことがあるわけですよ。これから生じるかどうかわからないけれども、廃棄物処分場では十分議論が出てくるかもしれない。

谷本委員 だから、SPC に対して、きちんと JICA は見ておいてくださいよと。

作本委員 JICA でいいんですかね。事業主がダナン市と、しかも民間が入っている。相手国に移ることが決まっている……。誰になるんですかね、相手は。ちょっとごめんなさい、問題だけが起こるかもしれない。

谷本委員 これは調査団と言われると困っちゃうね。

作本委員 調査団と言われると困りますよね。先のことでは知りませんわ、となっちゃう。

杉本氏 こういうふうにはやらなきゃいけないということは言えますけれどもね。

谷本委員 提案はできますよね。

作本委員 それ以上のものではない。不可分の問題に対して提案を行うことぐらいにした
ら……。20年後にかかわる問題かもしれないですね。

松下主査 これも全体的事項に入れますか。JICA から。

作本委員 それほど大騒ぎすることでもない。

小山 そういったことが起こらないように、計画をしっかり立てる、立案するというこ
とで、運営維持管理における計画についても検討を行うこととか。

谷本委員 検討ということで、調査団に振ってしまう。

作本委員 この事業が BOT で、しかも複数の事業主が集まっていることよっての限界
みたいなものなんですね。普通の事業なら問題ないですよ。鉄道なら。だけれども、これ
はごみ処分場だから、累積していったら、そういうことが起こりますので、これを……

篠田 すみません、ちょっと論点は違いますが、文言の話で、私どもの使っている一体不
可分というのは、一体不可分の事業というところに使っているんですね。一体不可分の問題
という形で、少し違和感がありまして、ここで言うと、代案としては、実際起こり得る環境
影響に対してというふうな形にさせていただきたいなと思います。

作本委員 わかりました。よろしいと思います。

篠田 実際、それを誰に申し入れるかというところですが、跡地の安全管理などというこ
ろで、結構スペシフィックに言うのであれば、この事業にスペシフィックな形で言うとい
うのが一つあり得ると思いますし、より上位の政策ですとか、今原課で調べている計画です
とかというところに打ち込むと、両方なのかもしれませんが、そういう意味では、JICA が
先方政府に申し入れるという、そういう二つがあり得るかなというふうに思います。

どちらを意図されるか、または両方を意図されるのかというところで、助言のそのレベル
感が変わってくるんじゃないかなと思います。

作本委員 相手国政府だって、民間が行う事業に対して口を出せるわけじゃないですよ、
将来。

篠田 いや、でも相手国政府が持っている、例えば、そうですね、政策の中で規定だとか、
そういったものを位置づけるという大きな枠を捉えると、相手国政府に申し入れるというの

は一つ意味があるということですね。

加来 ただ、このスコーピングのワーキングの後に、この DFR のワーキングがあって、そのときに今日出た助言に対して、どう DFR に落とし込んだかという回答をこちらから出すんですけれども、そのときに JICA が申し入れることという助言に対しては、回答を出せないことになるかもしれませんね。「DFR に書くこと」となったら、「DFR に書きます」というふうになるかもしれないですけれども。

作本委員 恐らく事業者の方よりも、JICA さんが発言したほうがインパクトはありますし、相手を選ぶにしても、政府に届けてくれたほうが、それはありがたいですね。

ただ、今からやはり 20 年後に起こるか、問題が起こるか、出るかわかりませんよ。だけれども、今からやはり引き継ぎのことを前提に考えていくということ、能力のこと、技術力もありますけれども、本筋かなという気はするんですね。ですから、政策レベルの協議だとか、そういうようなところに反映していただければ、それでいいんじゃないかと、十分じゃないかと思うんですね。

そういう意味では、相手国、政府ですか、ダナン市に対して助言するようになるんですか、提案とまで言わない、優しい言葉で、ソフトに。

篠田 今の作本委員の意図を捉えると、JICA がダナン市、または相手国政府に申し入れること、環境影響に対して対策を講じることを申し入れること。何かそういうような形になる……

谷本委員 もう少し広い……、これだと、やはりこの事業だけ。

篠田 そうですね。少しちょっと前段と……

作本委員 「JICA は」と主語を入れちゃってもいいんですか、今おっしゃったように。ちょっとぼうっとした文章なんですけれども。

篠田 はい。なので助言としては、例えばこのスコーピングを検討したものを今、加来が申したとおり、DFR のときに刈り取って、答えを皆様にご提出するというような助言ではなくて、もっと全般的な、まさに全般事項みたいな形で捉えることになってしまいますので、そこをどういう形で具体化するのか。

作本委員 そうしたら、主査がおっしゃるように、全般的なほうに、むしろ移していただいて、跡地管理も全般的にかかわることだということ……。

谷本委員 そうすると、BOT という言葉を入れておかないと、跡地の安全管理、跡地が何ですかと、ということですよ。トランスファーされた、ということで、何らかの頭言葉、

枕言葉を入れておかないと。

作本委員 そうですね。「本 BOT 事業のもとで」……

谷本委員 「想定される BOT 事業の場合とか」と。それをちょっと入れておいたほうが。

作本委員 そうですね、ありがとうございます。「本」ですね。「本 BOT 事業」……。「などの」、「の」はいいかな……。 「の」はちょっと三つあるので、三つ目の「の」を「中間施設にかかわる事業実施」に、「にかかわる事業実施」。「事業から」ですね、ごめんなさい。「事業から起こり得る環境影響に対して、対策を申し入れること」ですか。「ダナン市に対して申し入れること」。

若林 若干時間軸として、これは事業実施の後という認識なので、例えば JICA が仮にその事業実施段階において、投融資などと関与してくるというタイミングで申し入れても、それはもう 20 年先の話というセットなんですよ。なので、ちょっとこういう手の話を、どうここの場の提言として、うまく反映するのかなというところで、もう少し言葉を練らせていただくとありがたいなと思っております。

「本 BOT 事業」と書いてしまうと、ちょっとここの調査の中なのかというところに限定されて、また元に戻ってしまいかねない……

谷本委員 「本事業のごとく」ですよ。一般的な BOT のほうに持っていっちゃうと。ただし、BOT で、こういうごみ処理のあれですよというふうに、何かうまく言葉をあれしないと。

作本委員 本事業のような BOT……。一般論と BOT のこれとうまく交差させる、今のお話で。

谷本委員 ちょっと言葉はね、なかなか出てこないですね。

作本委員 BOT 関連の、「関連」が二つあるね。「BOT 関連の本事業のもとで」……。

谷本委員 廃棄物処理の事業、分野であるということはいいいんですよね。では、あれですね、BOT で実施が想定されているという。実施が想定されている……。廃棄物かな、これ……。

杉本氏 土地管理という点からすると、発電所とかも含まれますよね。

作本委員 廃棄物じゃなくて、発電所、送電線まで入ってきちゃいますよね。

今ここに出ているのは中間施設だけですから、そこだけで検討はいいですよ。

谷本委員 「廃棄物管理」かな。「管理事業において」、そこであれして「跡地の」、でわかるでしょう。「廃棄物管理の……に係る環境影響に対して対策を……、ダナン市と協議す

ること」とか。それでお任せです。

篠田 ちょっと一つだけコメントというか確認なんですけれども、これは全般的事項というところに入れるということで、ご理解いただけるかなとは思いますが、スコーピング案の助言として、今すぐスコーピングの段階で先方に申し入れるというよりは、一般的な事項ですので、こういう先方との協議の場がある場合に、適切なタイミングで申し入れるという助言になろうかと思えます。

作本委員 それで私は同じです。ベトナムのダナン市、自治体ですし、このお国柄よりは日本の JICA さんのほうがいろいろな意味で知識、経験、いろいろなことを持っていますので、そこを發揮していただいて。

篠田 すなわち、例えば申し入れるタイミングが必ずしもドラファイまでとも限らないですし、ドラファイ後、またはその審査のときとか、ちょっとどのタイミングになるかというのは、JICA でその協議するタイミングの適切なときという形になろうかと思えます。

作本委員 もうちょっと、あとで JICA ができないことまで述べてもしょうがないですから、将来見越したような表現に改めていただいても私は構いませんので。

松下主査 それでは、これは全般的事項という……

作本委員 全般的なほうに移していただければと思います。

松下主査 ことにするという前提で、今の文章を起こして。

それでは、次は 39 番、お願いします。

作本委員 39 番、これは削除をお願いします。

松下主査 40 番。

作本委員 40 番、ちょっと残していただきたいんですが、4 行目に「公害問題の発生により」という言葉があるんですが、ここからなんですけれども、ちょっと書きかえていただいて、「公害問題の発生により健康被害を生じる可能性があるので、」ということで、点をしていただいて。

2 行ほど削除ですけれども、「労働者」、その前までですね。「労働者、近隣住民へのいわゆる健康影響の有無について」「まったく」を削除していただいて、記述する……。「有無について述べることで」、述べるだけじゃうまくないですかね。「記載すること」。以上で結構です。

松下主査 そうすると、「公害問題の発生により健康被害を生ずる可能性があるので、労働者、近隣住民へのいわゆる健康影響の有無について記載すること」と。よろしいですか。

作本委員 はい。

松下主査 それでは、次は41番ですか。

谷本委員 41番と42番は、簡単に組むようにお願いします。いいですか。

「社会環境の生計の項目については、想定される現実的な評価とすること」。「評価に見直すこと」かな。「評価とすること」。

ということで、気楽に書いて、していただけるんじゃないかと。これが41と42、合わせてです。

松下主査 社会環境の……

谷本委員 「社会環境の生計の項目については」。

松下主査 「生計の項目については、想定される現実的な評価とすること」。41、42です。ね。

それで、次は43番。

作本委員 43は削除をお願いします。

松下主査 44はいかがでしょうか。

谷本委員 これは、先ほど、うわあっとやりましたね。22の、その後ろのところに全部関連して、ひっつけていただければ、特に水質がそうですね。ちゃんと必要ならばやってください。

45の土壌もそうですね。悪臭だけがちょっとあれなんですけど、これは清水谷委員に少し考えていただくとして、44、45は先ほどの22のところに一緒という形で、ここではもう必要ありません。

松下主査 22をどういうふうに。

谷本委員 22は、先ほど何か、助言案出しましたね。

松下主査 水質は入っていますね。

谷本委員 水は入っていますね。土壌も入っていますね。あと悪臭だ。これは既に汚染状況に入っていると。さらに悪臭についても……

作本委員 「土壌」の次に、点で「悪臭」を。

谷本委員 入れるかどうか。それとも、次の項目にするか。同じように。

松下主査 悪臭は別立てにしますか。

谷本委員 別立てにしたほうがいいかもしれない。

松下主査 44と45は22でもう既に含まれているという理解でいいですね。46について

はどうでしょうか。

谷本委員 そこが……。悪臭がなかったかな……。

清水谷委員 私は書いていなかったんです。

谷本委員 書いていないか、ごめんなさい、すみません。では私の思い違いで。

清水谷委員 実測をするときの化学物質の実測は難しいので、人の好き嫌いになってきますから、何かそういう苦情の件数だとか、そういうデータをやっていくということが重要になるかと思っています。

谷本委員 何か 46、文言を考えていただけませんか。すみません。

悪臭だけは私、だめなんです。すみません。46 のところは、清水谷委員にお願いをして、ちょっと後ほど戻りますので進んでください。お願いします。

松下主査 47 はいかがでしょうか。

二宮委員 47 は残してください。ちょっと文言、例をお願いします。案をですね。

最初の「TOR について」まで消していただいて、「焼却灰を含み」と入れていただいて、「処分場で処分される物質により」、「べき品目の」は消して、その後ずっと、「処分される物質により」、「べき」からずっと「不適合」まで消していただいて、「物質により水質、土壌、大気などの……」、「などに」ですかね。「など」ですかね、すみません。「など、環境汚染が生じた場合に」、「不適合」の次に続けてください。それでずっと残して、最後「調査で確認し、DFR に記述すること」としてください。それで文書になっていますよね。最後の「必要がある」は消して。

「焼却灰を含む処分場を含み、処分場において処分される物質により、水質、土壌、大気等環境汚染が生じた場合、当局による調査や SPC に対する改善命令等が適切になされる体制が整っているか調査で確認し、DFR に記述する」と。

松下主査 よろしいですか。

「焼却灰を含む処分場において処分をされる物質により、水質、土壌、大気などの環境汚染が生じた場合、当局により調査や SPC に対する改善命令等が適切になされる体制が整っていることを調査で確認し、DFR に記述すること」と。

二宮委員 この施設を運営する体制、不適合が見つかった場合に、PDCA でちゃんと対応できる状況があるかということを確認していただければいいし、それがなければ、それが無いといけませんというふうに言っていただくということです、要は。細かな文言はあれですけども。

松下主査 ありがとうございます。

作本委員 「廃棄物」と入れたほうがいいかもしれませんね。「廃棄物処分場」という感じで。

松下主査 予定の5時を過ぎましたが、どういたしましょうか。

篠田 続けます。続けていただければと。

松下主査 続けて、しばらく30分程度、延長することでよろしいですか。

谷本委員 やっちゃいましょう。

松下主査 よろしくお願ひします。

それでは、48番、いかがでしょうか。

作本委員 48、49は削除をお願いします。

谷本委員 50はわかりました。

松下主査 51、52も削除で結構です。

53、54、いかがでしょうか。

作本委員 53は削除で。54だけちょっと残していただいて、「コンポスト後の」というところからですけれども、「コンポスト処理後の」というふうに改めていただいて、2行目の文章ですね。2行目の文章から、そこから始めていただいて、「コンポスト処理後の堆肥類の有効活用を検討すること」。

以上です。

松下主査 ありがとうございます。

「コンポスト処理後の堆肥類の有効活用を検討すること」。

次は56番、いかがでしょうか……、55でした。失礼しました。

55と56の、清水谷さんの……、一緒ですね。

谷本委員 ナンバーの6ですよ、清水谷さん。

清水谷委員 ナンバーの5。ヒアリングの関係なんですが、結局ステークホルダー会議の前に、そういう影響を受ける弱者から、いろいろ懸念事項を情報収集しないといけないということがありますので、これはステークホルダー協議とは別に、社会配慮に入れたいと思うんですけども、その5番の、清水谷の5番の……。5番ですね。

「ヒアリング調査に関しては、影響を受ける主体を把握したうえで実施すること」。他の言葉は全て消してください。あまりにも簡単過ぎたら誰か入れていただいて。

作本委員 ちょっと主体という言葉遣いがはっきり、普通、影響を受けると受け身ですか

ら客体となっちゃうので、あまり現実に言うと、大体、客体というのも固過ぎてよくわからないから、何かいい用語がないですかね。

松下主査 住民でよろしいですか。

作本委員 住民のほうがりわかりやすいですね。

松下主査 それでは、「ヒアリングにおいては影響を受ける住民を把握したうえで実施すること」。よろしいですか。

それでは、先ほどの55番、56番、それから清水谷委員の6番に戻りますが、まとめてお願いします。

作本委員 ちょっと今ので、協議という、このステークホルダー協議という言葉は文中にありましたっけ。どこで今の対象者のことを議論しているのかがちょっとわからなかったのので、ステークホルダー協議においてとか、あるいはステークホルダー協議の対象者としてということ、前提を入れておいたほうが.....。

これはヒアリングだけですよね、ですから、上の項目のどれにかかわるかわからないので、「ステークホルダー協議におけるヒアリング」、ヒアリング調査ですか、これは。

清水谷委員 結局、ステークホルダー協議のタイミングが事前配付資料にはあったんですが、結局そこで議論をされる前にヒアリング調査などで、やはり懸念事項を吸い上げておかないといけないという意味で.....

作本委員 ステークホルダー協議とは別で、項目になる。

二宮委員 多分、協議自体に幅広い人をなかなか呼べないということを考えてということですよ。事前にいろいろな、広範囲の人たちにヒアリングをするという、そのヒアリングについてということですよ。

清水谷委員 もちろん、ステークホルダーにも協議においても、そういう人をできるだけ入れたほうがいいとは思いますが、まずヒアリングの段階でそういう人をまず調査をしておかないといけない。

二宮委員 そうすると、先ほどの、またすみません、戻って申しわけないんですけども、「住民」に限定すると、ちょっと違ってくるような気もするんですけども。

清水谷委員 「影響を受ける団体または個人」とか、そんな感じですかね。

二宮委員 「利害関係者」。そのままですけども。

作本委員 この場合のヒアリング調査というのは、あらゆる場面でかかわってくるかと思うんだけど、少し絞りを、限定をかけておいたほうが、どのヒアリング調査か.....

松下主査 もともとは資料 29 ページの 10-3 ですね。環境社会配慮調査の TOR 案におけるヒアリングですね。ですから、いろいろ水質汚濁だとか悪臭であるとか、景観であるとかヒアリングという言葉が出てきているんですね。

ですから、広く言うと、環境社会配慮調査に関連するヒアリングにおいては、ということですね。「環境社会配慮調査に関するヒアリングにおいては」と。「影響を受ける利害関係者を」……

作本委員 「調査にかかわる」で、「調査に関して」がダブっちゃうから、どっちか……、「おいての」にしますか。

松下主査 では、「環境社会配慮調査にかかわるヒアリングにおいては、影響を受ける利害関係者を把握したうえで、実施すること」と。よろしいですか。

あとでまたメール上で文章を再検討していただくことにして、とりあえずこれをお願いします。再び……

谷本委員 55、56、清水谷さんのナンバー6 ですね。ここを合体して、案を申し上げます。では、加来さん、お願いします。

「今後予定されているステークホルダー協議では、関係機関・地元の自治体の職員のみならず、住民、それから」、ベトナムは NGO いるのだったっけ。

篠田 いなくはないですけども、あまり活動は活発ではないかなと思います。

谷本委員 では「住民やマスメディアなど幅広い参加者を対象とすること」ということで一つ案を。「幅広い参加者を招集すること」にするかな、「対象とすること」ですね。一応、対象とすることにしておきます。それで後で修正しましょう。

松下主査 これで作本委員、清水谷委員、いかがでしょう。

作本委員 うまく含めていただきました。

谷本委員 マスメディアというんですか、メディアというんですか。どちらのほうがいいですか。

作本委員 「メディア」にしようか。

谷本委員 では「マス」はとってください。

作本委員 メディア関係者ですからね。新聞記者を呼んでくださいということですよ。メディア関係者。メディア、わからない。日本語がわからない。

谷本委員 主査に任せましょう。

作本委員 お任せします。

松下主査 では57、お願いします。

二宮委員 57、文言よろしいでしょうか。

松下主査 はい、お願いします。よろしいですか。

二宮委員 「漏出していないか等」まで消してください。「供用後の」の後ろに「カンソン処分場を含めた施設管理が非常に重要であり」、ずっと残して、「作らなければ」の後ろですね、「大きな」の前に……、ずっと残して、残してください。「大きな」の前にいってください。そこに、深刻な環境汚染が生じるなど、社会コスト「となる」を消して、「が生じる」としてください。コストの後ろに。それで結構です。

松下主査 もう一回、全体読んでいただけますか。

二宮委員 私……、読んでいただけますか。ではお願いします。

加来 「供用後のカンソン処分場を含めた施設管理が非常に重要であり、その仕組みを作らなければ、深刻な環境汚染が生じるなど大きな社会コストが生じる可能性があることを、日本で起きた事例等も紹介しつつ、より幅広い利害関係者が理解するよう努めること」。

二宮委員 そうすると語尾がちょっとおかしいですね。「理解できるよう情報提供に努めること」ですよね。主語が明確なほうがいい。そのステークホルダー協議を主催する人は誰ですか。JICAですか。実施機関。

篠田 SPCか先方政府か。ダナン市ですかね。相手国機関というと……。

加藤氏 主催と言われるとダナン市ですけども、説明するのはあれですよ。

杉本氏 主催はでも彼ら、カウンターパート。

篠田 形式的には、やはりダナン市がダナン市 SPC の事業になるんじゃないんですかね。だから、ダナン市が主催……。

二宮委員 ただ、資料を提供したりするのは調査団の仕事になりますよね。従って、主語というよりも、そういう資料をもとに協議をしていただければいいということなので、ステークホルダー……

加来 努める、を説明するに変える。

二宮委員 そうですね、「ステークホルダー協議においては」ですよね。「おいて」ですよ。 「ステークホルダー協議において」は、やはり一番頭についたほうがいいでしょうね。共用の前にね。「において、理解できるよう説明がなされること」ですかね。

杉本氏 調査団でいいと思います。ステークホルダー協議で説明するのは我々ですので。

二宮委員 そうすると、説明をする、説明に関与する人は努めてもらわないといけないと

ということになるので。

杉本氏 そうですね、それでいいと思います。

作本委員 「理解するよう」という言葉がちょっとひっかかるんだよね。理解できないのかとなって、だからちょっと言葉……。

谷本委員 理解を高めるようにとか、そういうことでしょうね。

松下主査 理解できるように説明を……。

篠田 すみません、ちょっと一つだけコメントなんですけれども、ステークホルダー協議と言った場合、特に環境社会配慮で言った場合は、相手国の住民だとか、そういう人たちを非影響住民とかというのは、何となく想定はするんですけれども、もちろんステークホルダー協議といった場合に、他の意味として、相手国政府機関だとか関係者というのも考えられるんですけれども、環境社会配慮助言委員会でいった場合、ステークホルダーといった場合は、協議といった場合、やはり住民協議とかそういうのを想定するんですね。想定すると思うんです。その場でこれを説明するというのは、ひとつ考え方としてあるとは思いますが、よりこれを理解してもらいたいのは、どちらかという相手国の事業の実施者だったり、ダナン市であったりという人たちなのかなというふうに思います。

なので、これはどちらかという、私の理解では、調査団がそういう事業の実施主体に当たる人、またはその事業の管理に当たる、例えば政府側の人にこういったことをちゃんと理解してくださいという情報提供をするということなのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

つまり、ステークホルダー協議、住民協議で話すような内容というよりは、ステークホルダーという、さらに上位のステークホルダー、政府機関だとかという人たちに紹介する、理解を促すようなことではないかなというふうに思います。

作本委員 お話はよくわかるんですね。ベトナムの場合には、いわゆる政府のほうの流れが、一つ系列があって、もう一つは共産党というか、そちらのほうの人民委員会の仕組みがあるので、どちらが公式かはわかりませんが、そういうことで、そこでやはり僕らベトナム人の友達からすると、やはり言論の自由はそれほど保障されていないですね。声をかけたって来ないかもしれません、こんなところで。コメントするとか、そのぐらいの社会状況が、我々も何となくわかるんですけれども、それでも生活で直接被害を受けてから聞いていなかったよということを言わせないためにも、やはり声だけは住民にもかけておいたほうがいいんじゃないかと、結果的にはどうなるかわかりませんが、そういう意味合い、

僕はそういう意味合いで理解しているんですけども。

二宮委員 基本的な理解はそうだと思います。テクニックとして、ただベトナム国の場合は、今、作本委員おっしゃったようなことがあるので、ということは考慮しないといけないと思いますけれども、ベースはやはり住民、一番末端の住民の声を聞いて、それを吸い上げるとというのがステークホルダー協議の主旨であると思うので。

篠田 なるほど。わかりました。では、やはり住民に対しても、やはり理解を促してほしいという趣旨ということですね。

二宮委員 両方通じるようにしていただくといいですけども、そういうふうになっていない。

作本委員 こういうのもあるという前提で。

谷本委員 では悪臭のところ。すみません、宿題が残っていたので、40。

篠田 その他はどうでしょうか。

谷本委員 その他……。そうか、ごめんなさい。

清水谷委員 迷ったんですが、一応、対象範囲は書いていただいているのでいいのかなと。

あとは、つけ足しとして、土地利用マップのことも今述べたんですが、土地利用マップは多分、DFR を作成される時必ずつくられると思うんですよね。ですから、基本的にはもう、その図をもとに可能性のある懸念事項というのは、ピックアップされて、それに基づいてのヒアリングだとかをやられるということ、もうご理解されているというふうに、私も今理解しておりますので、そういう意味では削除でもいいかなと。もちろんそこで、例えば稲作地とか農地とか、あと保育園や小学校とか、そういうところは……

杉本氏 実際には状況調査の把握はしています。

清水谷委員 なるほど。それであれば、あえて残す必要はないかな。結構です。

松下主査 それでは58ですが、58は削除で結構です。

あと59番、お願いします。

作本委員 59番は、回答の欄に書かれている、最後の文章ですけども、「SEA の」というところ、「の調査結果について記載すること」ということで使わせていただきます。これはもう……

松下主査 これは、記載はDFR……。

作本委員 以上です。あとは全部削除で。

松下主査 46番。

清水谷委員 「悪臭については、処分場の近隣住民へのヒアリングを実施するとともに、本処分場の悪臭に関する苦情データを集めておくこと」。集めること。収集すること。

谷本委員 実測はもう無理……。

清水谷委員 多分、データを収集しておくことは、稼働された後にまた減ってくるかどうかというところの比較用になるので、DFR の時点で、それをもとにどうだという議論はできないかもしれないです。

谷本委員 要するに、データ資料をつくと、それが大事だと。

松下主査 よろしいですか。

「悪臭に関しては、処分場、近隣住民への」……

谷本委員 主査、すみません、ごめんなさい。加来さん、これ、私と清水谷と入れておいてください。

松下主査 谷本、清水谷。

では、これで、あとは……

作本委員 今回5日で、時間はそれほどないですよ、全体会。だから、もう一回、ちょっと時間は過ぎてはいるんですけども、おさらいして。ちょっと時間過ぎていますが、どうでしょうか。

谷本委員 整理しちゃいますか。

作本委員 メールだけでやろうとすると……。時間は過ぎているので5分で。

松下主査 それで、あと残っていたのが、全般的事項の中で、JICA としての提案というのが多分残ってくるんですが、その一つが最初に出ているソフト対策、これは DFR に書くのか。これは別ですね。

谷本委員 これはDFR でいいでしょう。

松下主査 全般的事項として出ていたことは、38 番のほうですね。

作本委員 後の管理の跡地管理が……

松下主査 跡地管理、跡地の安全管理に関するものが一つですね。

作本委員 38 を向こうに動かすと。

松下主査 それだけだったですか。

二宮委員 もう一個ありました。

谷本委員 もう一個ありましたか。一つだけじゃなかったかな。

松下主査 35 番についてはどうですか。

作本委員 これは削除でお願いしています。

松下主査 25 番については。25 番の……

作本委員 25 番、浸出水対策だけで入っていますから、個別でいいと思います。

松下主査 個別でいいですか。意外とないのかな。

作本委員 はい。

松下主査 それでは、大体終わったんだね。

もう一回、残す項目だけ最初から確認しますが、1 番と 2 番をまとめてソフト対策に対して提言をすると。

それから 9 番。9 番はペンディング……、9 番は確定していましたか。

谷本委員 はい。

松下主査 それから、15 番、17 番、22 番が、24、27、28、29、25、30 を含めた形で…

…

谷本委員 24 番も含めてということですね。

作本委員 すみません、17 番の「示す」を「記載すること」に改めてください。最後の「示す」を「記載すること」に。

松下主査 記載すること。

あと 34 番のところですか。34。

清水谷委員 清水谷の 4 は飛び地になってしまって。すみません。

松下主査 ちょっと清水谷さんは後に置いておいて。34、それから 38 番。これは全般的事項として、最初に回すということですね。

作本委員 全般で、先ほどの跡地管理の。

松下主査 あと 40 番。41 と 42 は合体したものと。それから、44 と 45 を合体したものと。それから、22 も合体すると……、違うか。44 と 45 は 22 に含まれるということですね。46 は別途、個別に。

谷本委員 はい、今言っていました。

松下主査 47 も入る。それから 54 番。

谷本委員 54 も、はい。

松下主査 55 と 56 と、清水谷さんの 6 番が合体する。57 は先ほど……。59 も。それから、清水谷さんのほうで、2 番については 15 番と合体と。3 番について……

篠田 3、4 はなし。

松下主査 3、4でしたか。

5番は、コメントとして残って。6は55、56と合体すると。7番はよろしいのかな。

清水谷委員 7番は……。

谷本委員 7番は削除で。

松下主査 以上、一応確認しましたので、ちょっと時間も大分過ぎていきますので、今後のスケジュールについて事務局のほうからご説明をお願いします。

篠田 お疲れさまでございます。

冒頭申し上げましたが、本件の助言確定をタイトで申しわけないんですが、7月5日の全体会合でお願いしたく考えております。

ですので、皆様にファーストドラフトを来週月曜日までにお示しするようにいたします。5日の日なので、その前日、7月4日までに何とか確定というか、修正の締め切りとしたいと思います。それで5日の助言確定となります。

以上です。大丈夫でしょうか。

松下主査 大変タイトですが、よろしくご協力をお願いいたします。

谷本委員 これはもう主査の、主査に全部……、おんぶに抱っこに。

作本委員 字句のほうでおかしいところは、JICAさんで確認したほうがいいと思います。

松下主査 それぞれ事務局のほうでも文章としておかしい、あるいはご助言としてはちょっと不適切であるということであれば。

谷本委員 主査一任で。

作本委員 主査一任。

松下主査 できる限りご協力を、よろしくをお願いいたします。

篠田 それでは、本日はどうもありがとうございました。

午後5時33分閉会